

## 目標妥当性確認規定

TWG-PRO-002 / 第2版

2020年4月

### <ご留意事項>

- 本資料は、Science Based Targets initiative の「*Target Validation Protocol TWG-PRO-002 / version 2 April 2020*」を、みずほ情報総研株式会社が仮訳したものです。
- 本資料の利用に際しては、翻訳に関する二次著作権の扱いを含め、お取扱いには十分ご注意ください。

パートナー組織



## 目次

1. はじめに .....	3
2. SBTi と目標妥当性確認プロセス .....	4
3. 目標妥当性確認プロセス .....	5
4. 利益相反の方針 .....	13
5. 最低限の野心の閾値 .....	15
6. 目標の分類規定 .....	18
7. 目標再計算規定 .....	23
8. SBTi 認定基準の評価 .....	28
9. セクター別要件 .....	54
10. 目標文言の要件 .....	60
附属書 1：文書履歴 .....	61

## 1. はじめに

Science Based Target イニシアチブ(SBTi)は、目標の妥当性確認サービスを通して、企業の排出削減目標を技術専門家チームが独自に評価するというユニークな機会を企業に提供している。このサービスの支援のため、目標の妥当性確認プロセスにおける段階と手順を説明した Target Validation Protocol (目標妥当性確認規定) が作成された。本規定は、透明性を高め、目標妥当性確認サービスの信頼性と一貫性を確保することを目的としており、認定基準の変更を受けて毎年更新される。

本規定の第2項では、SBTiの体制と妥当性確認プロセスに関わるチームの役割について概説する。妥当性確認プロセスの各段階は、第3項で詳述する。各申請の独立かつ公平で、客観的なレビューを確保するために従う利益相反に関する方針は第4項で詳しく記す。第5項では、総量アプローチとセクターベースの目標設定アプローチのどちらにも使用される最低限の野心の閾値について概要を示した。第6項では、長期気温目標に対する目標を分類するための規定を紹介し、第7項では目標の再計算及び再申請に使われる規定について説明する。

第8項の認定基準の表は、SBTi認定基準が妥当性確認チームによって、それぞれどのように解釈され、評価されるかを表したものである。第9項のセクター別ガイダンスの要旨では、様々なセクターの企業が考慮すべきセクター別ガイダンス、ツール、前提条件を記載する。第10項は目標文言の要件をまとめている。

### 1.1 目標妥当性確認規定の使い方

目標妥当性確認規定は、他の主要な SBTi 目標設定資料、中でも特に [SBTi 認定基準 \(第 4.1 版\)](#) と併せて使用することが望ましい。SBTi 認定基準は、SBTi が目標を認定するための最低限の定量的および定性的認定基準を定義している。本規定は、企業が認定基準を解釈し、妥当性確認チームによってどのように評価されるのかを理解する有益な手助けとなる。

総量およびセクターベースのアプローチに使われる野心の閾値は、企業の目標を評価する上で使用する最低限の定量的数値を理解しやすくするため、本規定で要約している。このような数値の元については、[SBTの基礎](#)で説明しており、この資料も、SBTi が現在認めている SBT の異なる設定手法やシナリオについて記述している。

## 2. SBTi と目標妥当性確認プロセス

### 2.1. SBTi チームの体制

SBTi は、SBT 設定のベストプラクティスを定義、促進し、目標を採用する上での障壁を減らす資料やガイダンスを提供し、企業目標を独自に評価、認定している。また、最新の利用可能な科学の知見に基づいた温室効果ガス(GHG)排出削減目標を設定するための枠組みを企業に提供している。イニシアチブは、CDP、国連グローバルコンパクト、WWF、WRI の全てのパートナー組織出身の職員から構成されるグローバルなチームとなっている。以下の図 1 は、SBTi の体制を示している。各チームが、SBT 設定の基準をビジネス慣行にするミッション全体に貢献している。

- **運営委員会 (SC) :** SBTi における最高位の管理組織。運営委員会は、4つのパートナー組織の各メンバーから構成されている。妥当性確認プロセスに照らして、特有の目標設定の質問や状況が、フィードバックのために常設委員会に送られる。もし、目標妥当性確認チーム及びテクニカルワーキンググループが、目標妥当性確認の決定についてコンセンサスに達することができなかった場合、目標妥当性確認は、SBTi の中で決定を行う最終的権限を持つ、運営委員会に上げられる。
- **Call to Action チーム :** 目標設定の道のりを歩み始め、進んでいくにあたり、直接企業と係る SBTi の部署。目標妥当性確認チーム及びコーポレートエンゲージメントチーム双方から構成されている。
- **コーポレートエンゲージメントチーム (CE) :** SBT 設定の検討において、様々な地域の企業を支援する、渉外担当のエンゲージメントマネージャーから構成されている。CE チームは、企業が SBT 設定に取り組む前、作業中、及び設定後に企業と連携する。
- **目標妥当性確認チーム(TVT):** 技術専門家のチームで、目標の妥当性を確認する機能を持つ。申請書进行处理し、申請目標全てに一次審査を実施し、妥当性確認チームを任命する SBTi 運営チームで構成されている。TVT は、レビュー実施責任者(LR: lead reviewer)と認定承認者(AA: appointed approver)から成る。LR は、申請の机上レビューを行い、成果物（目標妥当性確認報告書及び決定通知書）を作成し、必要であればフィードバックコールを設定し、妥当性確認プロセスで企業と SBTi 間の連絡役となる。AA は完了した机上レビューに対して査読者の役割を果たす。全ての申請目標に対し、任命される LR と AA は、異なる 2つのパートナー組織から採用される。
- **テクニカルワーキンググループ(TWG):** セクター別方法論、ツール、ガイダンスの開発に関与する技術専門家からなるチーム。TWG チームは、SBT 手法の技術的基礎研究を行い、気候科学の最新情報を把握する。チームはまた、必要に応じ、目標の妥当性確認を支援する。

- ・ **コミュニケーションチーム**: 妥当性確認プロセスにおける主要な機能は、目標の正式な発表を調整することである。また、公式の目標データベースも管理している。

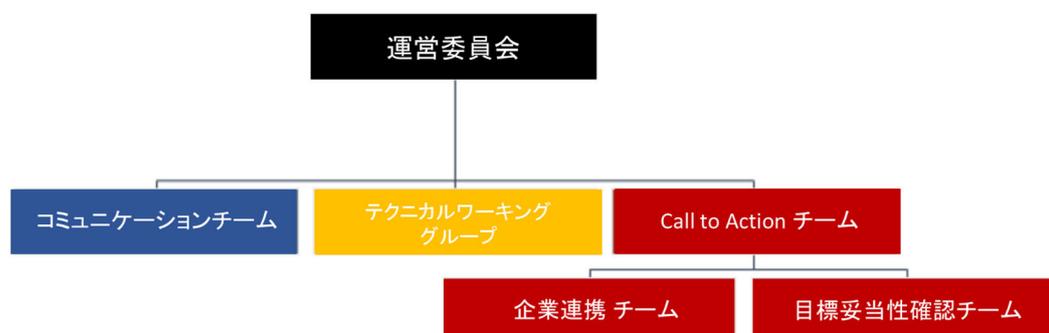


図 1. SBTi チームの体制

### 3. 目標妥当性確認プロセス

目標妥当性確認プロセスは、申請目標の受領から最終決定とフィードバックのコミュニケーションまで、いくつかの段階で構成される。目標妥当性確認プロセスは SBTi 目標妥当性確認サービスに含まれる。このサービスにおいて、二つの妥当性確認の選択肢があり、企業の規模によって決まる：

- 1) 中小企業（SME）目標妥当性確認
- 2) 標準目標妥当性確認

目標妥当性確認サービスのより詳しい情報は、[Call to Action Guidelines](#) を参照。

#### 3.1. 中小企業妥当性確認の選択肢

中小企業は、専用の中小企業目標妥当性確認の経路より、目標を提出することが認められている。SBTi による目標妥当性確認の目的においては、中小企業は子会社ではない、独立した、従業員 500 人以下の企業と定義される。

[中小企業目標設定通知書](#)に署名することで、中小企業は以下に取り組む：

- ・ GHG プロトコルの規則に則って、特定された期間内に、選択した科学と整合したスコープ 1 及び 2 の目標に向けて努力する。
- ・ スコープ 3 排出量を算定し、削減する。SBTi には、中小企業が設定する具体的なスコープ 3 目標の要件はないが、企業が、スコープ 3 排出量を検討する際には、SBTi 認定基準及びベストプラクティスの推奨事項と照らし合わせるよう促している。

・企業全体に及ぶスコープ 1 及び 2 の GHG 排出量インベントリ及び、公表されている目標の進捗状況を、毎年公式に報告する。企業は GHG プロトコル事業者排出量算定報告基準及びスコープ 2 ガイダンスに従わなければならない。

以下の表 1 は、中小企業が用いることができる 4 つのスコープ 1 及び 2 の目標の選択肢を示している。企業がこれらの選択肢の一つを選び、中小企業目標設定通知書に記載してある他の要件を満たせば、申請書は有効と見なされる。

1.5°Cに整合する選択肢 スコープ 1 及び 2 の GHG 排出総量を、基準年の 2018 年から 2030 年までに 50%に削減し、スコープ 3 排出量を算定し、削減するよう取組む。
2°Cを十分に下回る選択肢 スコープ 1 及び 2 の GHG 排出総量を、基準年の 2018 年から 2030 年までに 30%に削減し、スコープ 3 排出量を算定し、削減するよう取組む。

表 1. 中小企業スコープ 1 及び 2 の科学と整合した目標の選択肢

### 3.2 標準妥当性確認の選択肢

中小企業を除く、他の全ての企業の目標妥当性確認プロセスは、図 2 で示されたいくつかの段階から構成される。

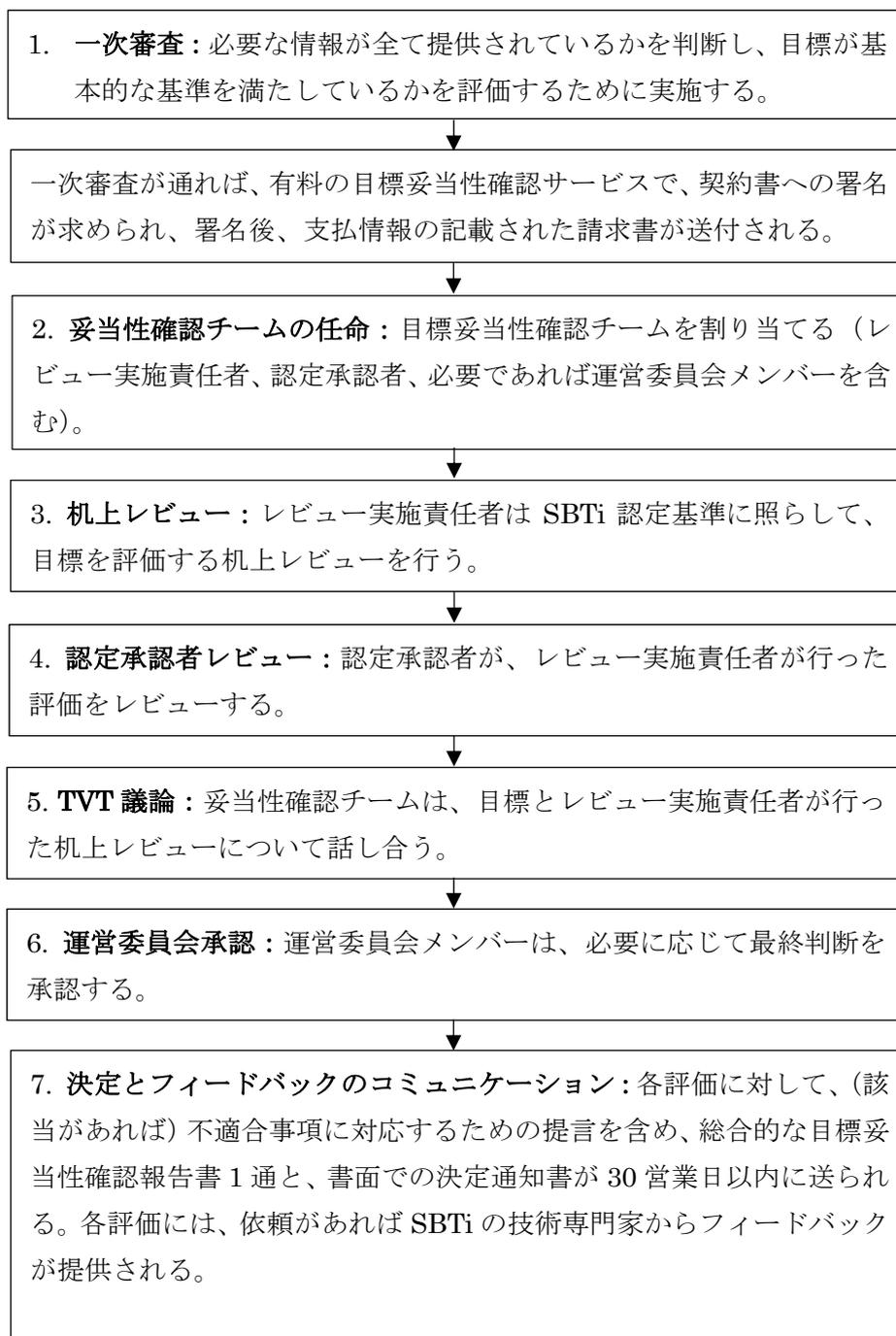


図 2. 目標妥当性確認プロセスの概略

### 3.2.1. 一次審査

企業からの申請を受け、SBTi 事務局は一次審査を実施する。一次審査は、認定申請書の最初の大まかなアセスメントであり、申請書の完全性を確認し、妥当性確認では、企業が

認定される適格性を検証する。一次審査では、運営チームは表 2 で示されるような認定基準との適合性も評価する。この時点ですべての認定基準が評価されるのではない点に注意する。

- a) 企業が一次審査に通らない場合、TVT によって正式な机上レビューは実施されない。その後、不適合項目の理由及び再申請の推奨について記された決定通知書が発行され、当該企業に送られる。企業は、奨励された修正を行い、再度一次審査を受けるために、SBTi に直ちに再申請することができる。
- b) 企業が一次審査に通った場合、申請書は TVT による正式な机上レビューという次の段階に進む。企業は、一次審査に合格した旨を E メールで通知を受け、契約書に署名するよう指示され、妥当性確認サービスに関連する請求手続きの次の手順の説明を受ける。

表 2. 一次審査の段階

段階	審査の手順	審査結果
I. セクターチェック	対象企業が金融セクターまたは石油ガスセクターに該当するか申請書で確認する。石油ガスセクターは、バリューチェーンにおいて、化石燃料に関係する活動（販売あるいは流通に携わる）から収入の 50%以上を得る企業に加え、探査及び生産活動を行う企業と定義される。 金融セクターについては、もし企業が「不動産」セクターと分類されれば、SBTi 運営チームが、企業に連絡して、その企業がエクイティ不動産投資信託 (REIT) として分類されているか、あるいはモーゲージ REIT かを確認する。モーゲージ REIT は、金融機関として分類されており、現	企業が金融あるいは石油ガスセクターに属する場合、完全な妥当性確認を要請されても、この時点で申請書の認定はできず、一次審査以降の段階には進めない。 これらのセクターの企業は、しかしながら、スコープ 1 及び 2 の目標の部分申請を提出でき、SBTi はフィードバックを提供するが、目標は、関連するセクター別のガイダンスが完成するまで認定されない。

	<p>在、公式に SBTi で妥当性確認を行うことができない。</p> <p>申請書は、組織の種別についても確認される—SBTi は市、地方政府、教育機関あるいは非政府組織の目標の妥当性確認を行わない。</p>	
II. 申請書の完全性	申請書の必要項目が記入されているか確認する。	申請書に不備があり、重要な情報が抜けていれば、情報不足のため評価できない。
III. スコープ3スクリーニング	企業が完全なスコープ3スクリーニングまたはインベントリを実施しているか確認する。	スコープ1及び2のみの妥当性確認を選択していない企業にとって、不完全なスコープ3GHGスクリーニングまたはインベントリとは、一次審査以降の段階には進めないことを意味する。
IV. スコープ3目標	GHGインベントリに対するスコープ3排出量の寄与を確認する。スコープ3排出量が排出総量の40%以上を占める場合、企業がスコープ3目標を設定しているか確認する。	スコープ3排出量が排出総量の40%以上で目標が設定されていない場合、一次審査以降の段階には進めない。
V. 目標達成期間チェック	関連する全ての目標が有効な目標年を持つか確認する。	関連する排出量を有効な目標年で網羅しない場合、一次審査以降の段階には進めない。
VI. オフセットの使用	申請書でオフセットの使用に言及しているか確認する。	目標達成のためにオフセットを使用している場合、一次審査以降の段階には進めない。
VII. 削減貢献量	申請書で削減貢献量の使用に言及しているか確認する。	目標達成のために削減貢献量を使用している場合、一次審査以降の段階には進めない。

### 3.2.2. 目標妥当性確認チームの任命

LR と AA から構成される妥当性確認チームは、利益相反の可能性を回避しつつ、各申請目標を割り当てられる。これは、第 4 項で詳述する利益相反のプロセスを経て決定される。LR は、企業と SBTi の主な連絡役となる。妥当性確認チームを任命する際には、以下のルールも考慮される。

- ・ LR と AA は必ず異なるパートナー組織から選任される。
- ・ 企業が目標を再申請する場合、継続性を確保するために、可能な限り同一の妥当性確認チームが任命される。

### 3.2.3. 机上レビュー

- ・ 目標妥当性確認チームが任命されたら、目標認定申請書と論拠を示す文書は全て [SBTi 認定基準](#) に照らして評価される。目標妥当性確認プロセスにおいて企業から受領した情報は全て、機密情報として厳重に管理される。
- ・ LR は、認定申請書と補足資料にて企業から提出された情報の正確性、目的適合性、完全性、一貫性、透明性を全面的に評価する。
- ・ 説明や追加情報を要する場合、LR は必要情報を得るために、クエリログを使って企業に問い合わせることがある。問い合わせは、プロセスのこの段階や他の段階でも発生することがある。必要と思えば、LR は申請に関するいくつかの項目を明らかにするために電話をかけることもある。LR からの問い合わせの案件は、様々であるが、目標が SBTi 認定基準に照らして正しく評価されているかを確認することが焦点となる。一般的な問い合わせのテーマには、GHG 算定プロセスの明確化、基本となる前提あるいは計算の確認、目標認定申請書にて企業より提出されたデータの正しい解釈の確認がある。
- ・ 30 営業日以内に決定を受け取るためには、企業は LR からの問い合わせに 2 営業日以内に対応しなければならない。2 営業日以内に返信がなければ、SBTi は 30 営業日の期限内に決定あるいは書類を準備する保証はしない。企業が SBTi ガイドラインから逸脱した目標文言を使う場合、これもまた決定を 30 営業日以降に遅らせ得る。
- ・ 机上レビューを完了するために必要な情報を全て提供するのは企業の責任である。少なくとも二度問い合わせた後でも、提出されている情報が不十分だと SBTi が判断した場合、その申請書を不適合とすることもある。机上レビューでは、目標の文言が SBTi のガイドラインに準拠していることも評価する。これは必ずしも目標が認定されることを意味するわけではないが、目標が最終的に認定された場合に遅れがでないよう、このプロセスが開始される。

- ・机上レビューが完了すれば、LR は査読プロセスのための成果物と評価結果を起草する。

#### ボックス 1: 問合せか、不適合

LR は、目標認定申請書で曖昧な要素を明確にするため、また SBTi 認定基準に照らして適合か不適合かを判断する際に必要な追加情報を得るために“問合せフォーム”を使用する（例えば、企業が原単位目標を提出しているのに、総量条件での野心の評価に必要な活動量データを提供していない時などである）。

情報の不足が、認定基準を満たさないことが明らかだったり、企業が追加情報の要請に対応するのに膨大な時間がかかったりする場合は、問合せではなく、不適合と判断される（例えば、スコープ 3 排出量が、排出量全体の 40%以上となっているのに、スコープ 3 目標が設定されていない時などである）。

#### 3.2.4. 認定承認者によるレビュー

- ・評価の正確性や目標妥当性確認規定との適合性を確実なものとするために、評価結果と作成された成果物は、最後に AA がレビューする。
- ・LR と AA での評価結果に対する意見の相違は、TVT 会議で解決される。AA が LR の提言に同意した場合、LR は当該目標を TVT 会議での議論に諮る。

#### 3.2.5. 目標妥当性確認チームとテクニカルワーキンググループの議論

- ・机上レビューと査読のプロセスが終われば、評価は TVT 会議に諮られる。この会議は毎週実施される。
- ・TVT 会議で評価結果が決定しなかった場合、協議はより幅広い TWG に持ち込まれ、決定するまでさらに討議される。
- ・何らかの理由で、TWG で評価結果の最終決定がまとまらない場合は、運営委員会にかけられる。

#### 3.2.6. 最終承認

- ・TVT と TWG が評価結果について決定に至らない場合、運営委員会が申請を議論し、最終判断を下す。

- ・最終決定を受けて、LR は企業への成果物を完成させる。

### 3.2.7. 決定とフィードバックのコミュニケーション

- ・成果物は直接、申請書に記載されている企業連絡窓口に送られる。
- ・企業は評価についての詳細情報を含む目標妥当性確認報告書と、全体的な妥当性確認の決定（認定/非認定）を含む決定通知書の両方を受け取る。
- ・目標妥当性確認報告書と通知書以外に、成果物を受け取った後、目標妥当性確認のレビュー実施責任者とのフィードバックコールを要請できる。コールを要請する際、企業は LR に直接連絡を取ることが望ましい。決定の結果が却下で、企業と協議するフィードバックがある場合に限り、SBTi は、フィードバックコールを奨励する。

### 3.2.8. 目標の公表

- ・SBTi が承認した正式申請に関して、コミュニケーションチームは、最終成果物の受領を受け、目標の公表計画を企業と直接調整する。
- ・目標の紹介/コミュニケーションの方法、SBTi ロゴの使用方法や、SBTi 認定の参照の方法を説明した「ウェルカムパック（公表に関する案内）」が企業に送られる。
- ・SBTi は、認定された目標の公表/発表日を差し止める依頼は認めるが、企業は認定通知を受け取って 6 ヶ月以内には公表すべきである。6 ヶ月以内に目標を公表しないよう依頼した場合、目標は有効でなくなり、妥当性確認の認定を再度受けるためには、目標を再申請する必要がある。
- ・認定企業は全て、SBTi ウェブサイト上の”Companies Taking Action”（取組を行っている企業）のウェブページ、並びにパートナー組織である We Mean Business と CDP のウェブサイトに「設定目標」のある企業として掲載される。

SBTi は、世評上の懸念、SBTi の資料に提示された要件への不適合、あるいは事業の転換（合併や解散により事業体として存在しない等）に関する SBTi への情報更新を怠る等の理由により、目標が認定された企業リスト、及びパートナーウェブサイトから、SBTi の裁量により、企業を削除する権利を留保する。

## 4. 利益相反の方針

### 4.1. 評価担当の割り当て

利益相反(COI)のある SBTi のパートナー組織は、評価プロセスから除外されなければならない。全てのパートナーに COI がある時、妥当性確認の結果は全員一致するものでなければならない。妥当性確認は、SBTi 運営委員会によっても認定されなければならない。これは、独立、かつ信頼性が高く、客観的な目標妥当性確認プロセスを担保するためである。

### 4.2. 利益相反となるもの

レビュー実施者の公平性や独立性が脅かされる状況はいつでも、利益相反と見なされる。より具体的には、COI は以下の項目を含むが、以下だけに限定されない。

- ・ パートナー組織のいずれかのメンバーが、目標について企業にアドバイスし、なんらかの金銭が支払われている時
- ・ 企業がいずれかの SBTi パートナー組織に多額の基金を提供している時（例えば、パートナーシップ、サービス提供、寄付を通して）。SBTi パートナー組織はいずれも、SBTi の妥当性確認の決定に影響を及ぼそうとする資金は受け取ってはならない。これは、補助金やスポンサーになること、サービスの売上、その他収益にも同様に適用される。
- ・ 以下の質問に対して LR が肯定する時
  1. 対象となる目標の策定段階に関与しているか、またはしていたか。
  2. 当該企業あるいはその他関係者に関連する事業開発に関与していたか。
  3. 当該企業に対し、コンサル業務またはその他のサービスを提供しているか。
  4. 当該企業となんらかの職業上の関わり、またはビジネス関係があるか。
  5. 当該企業あるいはその他関係者に対し、その他なんらかのサービスを提供したことがあるか。
  6. 政治、宗教、個人的な関係を持ちつつ、当該企業またはその他関係者と関連があるか。
  7. 雇用主と当該企業またはその他関係者になんらかの取引関係があるか。
  8. 当該企業またはその他関係者からなんらかのサービス（ローン、住宅ローン等）を受けているか。
  9. 政治、宗教、個人的な関係を持ちつつ、雇用主が当該企業またはその他関係者と関連があるか。

10. 雇用主がその目標申請に関与しているか（コンサル業務またはアドバイス、事前レビュー等）
11. 雇用主が、当該企業またはその他関係者からなんらかのサービス（ローン、住宅ローン等）を受けているか。
12. 家族が当該企業またはその他関係者からなんらかのサービス（ローン、住宅ローン等）を受けているか。
13. 当該企業またはその他関係者、当該企業の製品やサービスに、肯定的または否定的な印象を持っているか。

利益相反のために目標の妥当性確認作業から除外された SBTi のメンバーが、対応を変えようとしたり、SBT の方法論あるいは妥当性確認の結果に影響を及ぼそうとしたり、個人的な利益のためにその他関係者がこのようなことを行う支援をしようとするれば、完全な違反行為と見なされ、個別に対処される。

## 5. 最低限の野心の閾値

SBTi は、全ての目標を一貫性のある方法を用いて評価するために、野心の閾値を使っている。表 3 に、3 つの長期気温目標に対する野心の閾値を示す。SBTi は現在、これらの野心の閾値が、それぞれ、スコープ 3 排出量を対象とする目標に、いかに適用されるかを明確にすべく取り組んでいる。現時点における、スコープ 3 目標の野心の閾値への適用については、SBTi 認定基準を参照。

スコープ 1 および 2 目標の野心は、それぞれ総量削減法あるいは部門別脱炭素化アプローチ (SDA) の目標設定手法に対応した、世界の排出経路か、セクター別排出経路に整合しなければならない。

- **世界の排出経路**：世界の排出経路と同率で排出量を削減する目標は、総量削減の野心の範囲に対して評価される。
- **セクターの排出経路**：企業の基準年の排出原単位と予測される活動量の伸びを算定する、セクター別経路を基に排出量を削減する目標は、関連する SDA の経路に照らして評価される。

1.5°C および、2°C を十分に下回る気温に対応した野心の範囲は、[SBT の基礎](#) に詳述されており、2°C に向けた野心の範囲は、以前の SBTi 手法が必要であったように、AR5 RCP2.6 の経路 (世界的) と ETP2017 2°C シナリオ経路 (セクター別) の 10 パーセンタイルの平均同量削減 (2010~2050 年) を基にしている。

2°C シナリオ、2°C を十分に下回るシナリオ、1.5°C シナリオの総量削減率に加えて、2°C シナリオおよび 2°C を十分に下回るシナリオに対する目標をモデル化するための SDA の経路がある。SDA は、排出量と活動量から予測される IEA (国際エネルギー機関) の Energy Technology Perspectives (ETP) の世界のセクターシナリオを用いている。世界のセクターシナリオは、セクターの原単位経路を計算するために使用される。IEA ETP には、現在 1.5°C に整合するシナリオがなく、今日までセクターの排出量と活動内容を示した適切なシナリオモデルが特定されないため、SBTi は現時点で 1.5°C の SDA を提供していない。従って、1.5°C の野心の閾値は、世界の排出経路を用いてのみ導き出される。この資料が公開される時点では、電力セクターの 1.5°C の SDA を提供すべく策定中である。進行中の開発の更新情報については、本ウェブサイトを参照。

表 3. 最低限の野心の閾値

長期気温目標	総量削減法	SDA 手法	SBTi 目標妥当性 確認 (V4.0 及び V4.1) における 使用の適格性
	(総量削減目標及び SDA に整合しない 原単位削減目標)	(SDA 物理的 原単位削減目標)	
<b>2°C</b> 2100 年までの気温上昇 をおよそ 50%の確率で 2°C未満に抑えた 目標	<b>1.23%</b> 目標取組期間中、毎 年 1.23%ずつ削減	SDA/IEA ETP の 2°Cシナリオを基 に決定した閾値	スコープ 3 目標 についてのみ認 められる
<b>2°Cを十分に下回る</b> 現在から 2100 年までの 最高気温上昇をおよそ 66%の確率で 2°C未満に 抑えた目標	<b>2.5%</b> 目標取組期間中、毎 年 2.5%ずつ削減	SDA/IEA ETP の 2°Cを十分に下回 るシナリオを基に 決定した閾値	スコープ 2 及び 1 目標について 認められる
<b>1.5°C</b> 現在から 2100 年までの 最高気温上昇をおよそ 50%の確率で 1.5°C未満 に抑えた目標	<b>4.2%</b> 目標取組期間中、毎 年 4.2%ずつ削減	該当なし	スコープ 2 及び 1 目標について 認められる

SBTi に提出された目標の年間同量削減率は、目標達成期間及び目標の過去の実績を除く部分の両方について算定される。目標達成期間の野心（基準年から目標年までの野心）の算定：

$$\text{年間同量削減率 (\%)} = \frac{\% \text{基準年から目標年までの全体の総量排出削減}}{\text{(目標年 - 基準年)}}$$

過去の実績を除く野心（直近年から目標年までの目標の野心）の算定：

$$\text{年間同量削減率 (\%)} = \frac{\% \text{直近年から目標年までの全体の総量排出削減}}{\text{(目標年 - 直近年)}}$$

#### 検討事例

企業は、以下の目標「スコープ 1 及び 2 の排出量を基準年の 2015 年から目標年の 2030 年までに 80%削減する」を提出する。基準年 2015 年のスコープ 1 及び 2 の排出量は、1,000tCO<sub>2</sub>e である。企業が直近で提出する排出量のインベントリは、2018 年のもので、スコープ 1 及び 2 の排出量はその時点で 900tCO<sub>2</sub>e である。目標達成期間及び目標の過去の実績を除く野心は、それぞれ、目標認定の最低限の野心の要件を満たさなければならない。これら二つの期間の年間同量削減率は、以下のように算定される。

目標達成期間の野心：

$$\frac{80\%}{(2030 \text{ 年} - 2015 \text{ 年})} = 5.33\% \text{年間同量削減率}$$

過去の実績を除く野心：

$$\frac{[(1000 * (1-80\%))/900] - 1}{(2030 \text{ 年} - 2018 \text{ 年})} \times 100 = 6.48\% \text{年間同量削減率}$$

#### 再生可能エネルギー目標

再生可能電力を積極的に活用する目標は、スコープ 2 排出削減目標の代替として認められる。表 4 は、再生可能電力調達で認められる最低限の閾値を提示している。最新の SBTi 認定基準と一致する再生可能エネルギー目標は、1.5°C に整合するものと考えられている。

表 4. 1.5°C に整合する再生可能電力調達の閾値

測定基準	2025 年まで	2030 年まで
再生可能電力調達の割合（再生可能な全スコープ 2 電力の%）	80%	100%

## 6. 目標の分類規定

GHG 排出量を削減するために企業が採用した目標は、最新の気候科学の知見がパリ協定（地球の温暖化を産業革命以前の気温水準よりも 2°C を十分に下回る気温に抑え、かつ 1.5°C に抑制する取組を実施する）で定めた目標を達成するために必要だとしているものと一致していた場合、「科学と整合している (science-based)」と考えられる。SBTi の認定基準と整合する目標の妥当性確認を行うことに加え、SBTi は個々の目標の野心を、特定の長期気温目標に照らして分類する。そうすることで、企業は異なる気候結果についての自社目標の内容をより理解できるようになる。現在、SBTi は個々のスコープ 1 及び 2 の目標、及び再生可能エネルギー調達目標のみを分類している。スコープ 3 目標と長期気温目標との一致を判断する手続きは、今後対応していく。

### 6.1. 目標の分類とは？

目標の分類とは、長期気温目標に対する、企業の排出削減目標の野心を意味する。しかし、現在、分類がスコープ 3 にまで拡大していないため（すなわち、GHG インベントリ全体を含んでいないため）、この分類が企業全体の野心や事業戦略が気温目標と整合することを意味するものではない。

提出された目標は、長期気温目標に照らして分類される前に、定性的にも定量的にも関連する SBTi の認定基準全てを満たす必要がある。各スコープの目標は SBTi の認定基準に確実に適合するよう評価されるが、現在スコープ 1 と 2 の排出量を対象とする目標のみが、第 5 項で説明された閾値を基に、長期気温目標と一致するか、評価されている。図 3 は、目標分類の手順が妥当性確認プロセス全体の中で、どのように織り込まれているかを示している。

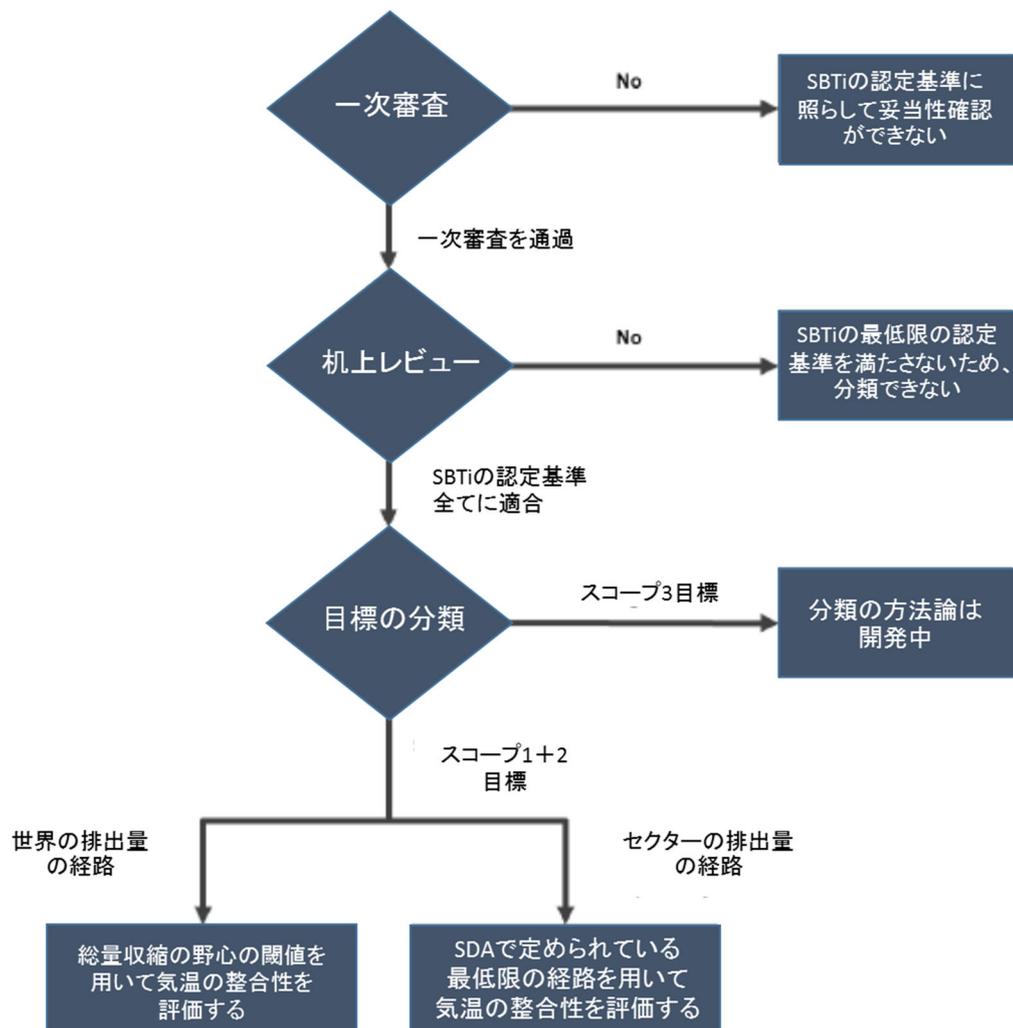


図 3. 目標分類の手順

表 5 は、3つの長期気温目標に照らしてスコープ 1 および 2 の目標を分類するために使われる野心の範囲を示している。

表 5. 目標を分類するための野心の範囲

長期気温目標	野心の範囲 (世界の排出経路)	野心の範囲 (セクターの排出経路)
2°C	$1.23\% \leq X < 2.5\%$	SDA 2°Cシナリオ経路 $\leq X <$

2100年までの気温上昇をおよそ50%の確率で2°C未満に抑えた目標  2019年より、新しい目標申請として受理されない	目標達成期間での年間同量削減率	SDA 2°C未満シナリオ経路
<b>2°Cを十分に下回る</b> 現在から2100年までの最高気温上昇をおよそ66%の確率で2°C未満に抑えた目標	<b>2.5% ≤ X &lt; 4.2%</b> 目標達成期間での年間同量削減率	X ≥ SDA 2°C未満シナリオ経路
<b>1.5°C</b> 現在から2100年までの最高気温上昇をおよそ50%の確率で1.5°C未満に抑えた目標	<b>X ≥ 4.2%</b> 目標達成期間での年間同量削減率	該当なし

## 6.2. 目標分類規則

目標は、目標の種類及びスコープの対象に基づいて分類される。表6は、目標の範囲及びスコープ合算の分類規則をまとめている。

表6. 目標策定の分類規則

目標策定	分類内容
総量削減アプローチによってモデル化された、スコープ1及び2を合算した総量あるいは原単位目標	これらの目標は総量削減の閾値を用いて分類される（上記表1欄2）。
部門別脱炭素化アプローチ（SDA）によってモデル化された、スコープ1及び2を合算した原単位目標	SDA手法によってモデル化された、スコープ1及び2の原単位目標は、科学と整合した目標設定ツールまたはSDA Transport toolの2°C未満シナリオ（B2DS）と比較、分類される。総量排出削減が、さらに上の野心の階級になった場合は、目標の分類に用いられる。
経済的アプローチによってモデル化された経済的原単位	経済ベースの手法によってモデル化されたスコープ1及び2の目標は、総量削減に従ってさらに上の野心の階級に一致しない限り、2°Cを十分に下回るとして分類される。

単一スコープ目標	<p>スコープ 1 及び 2 を合算した目標に加え、単一のスコープ 1 あるいは 2 の目標が提出された場合は、分類は、スコープ 1 及び 2 を合算した目標に基づくものとする。</p> <p>単一のスコープ 1 あるいは 2 の目標が提出された場合は、分類は、スコープ 1 及び 2 を合算した目標から差し引いたものに基づくものとする。</p>
再生可能エネルギー目標	<p>再生可能エネルギー目標が、スコープ 1 及び 2 の総量/原単位目標に追加したものであれば、分類は、再生可能エネルギー目標ではなく、スコープ 1 及び 2 の目標に基づくものとする。</p> <p>SBTi の現在の閾値に一致した再生可能エネルギー目標は、1.5°C に整合する。</p>
中期目標か、長期目標か	<p>中期目標のみが、気温目標に対して分類される。現時点では、長期目標は分類されない。</p>
複数中期目標	<p>複数のスコープ 1 及び 2 の中期目標が提出された場合は、分類は、最も遠い目標年の目標に基づくものとする。例えば、2025 年及び 2030 年の場合、気温の整合性は 2030 年に基づくことになる。</p>
スコープを合算した目標（スコープ 1+2+3）	<p>初回の評価において、目標は、S1+2 部分の野心を用いて分類される。スコープ 1+2 とスコープ 3 に分けた野心の内訳がない場合、野心は、全スコープについて等しいと想定され、例えばスコープ 1+2+3 の 30% 削減が、スコープ 1+2 で 30%、スコープ 3 で 30% と、等しく分類されると想定される。</p> <p>将来的な目標の分類については、SBTi 認定基準第 4.1 版により、企業が、スコープを合算した目標（スコープ 1+2+3）の野心の内訳を提供しなければならないことに留意されたい。</p>
スコープ 3 目標	<p>企業が、最低限の野心を超えるスコープ 3 目標を設定する、あるいは、スコープ 3 の野心の水準を更新することは歓迎される。しかしながら、SBTi は現在、スコープ 3 目標を分類していないことに留意されたい。</p>

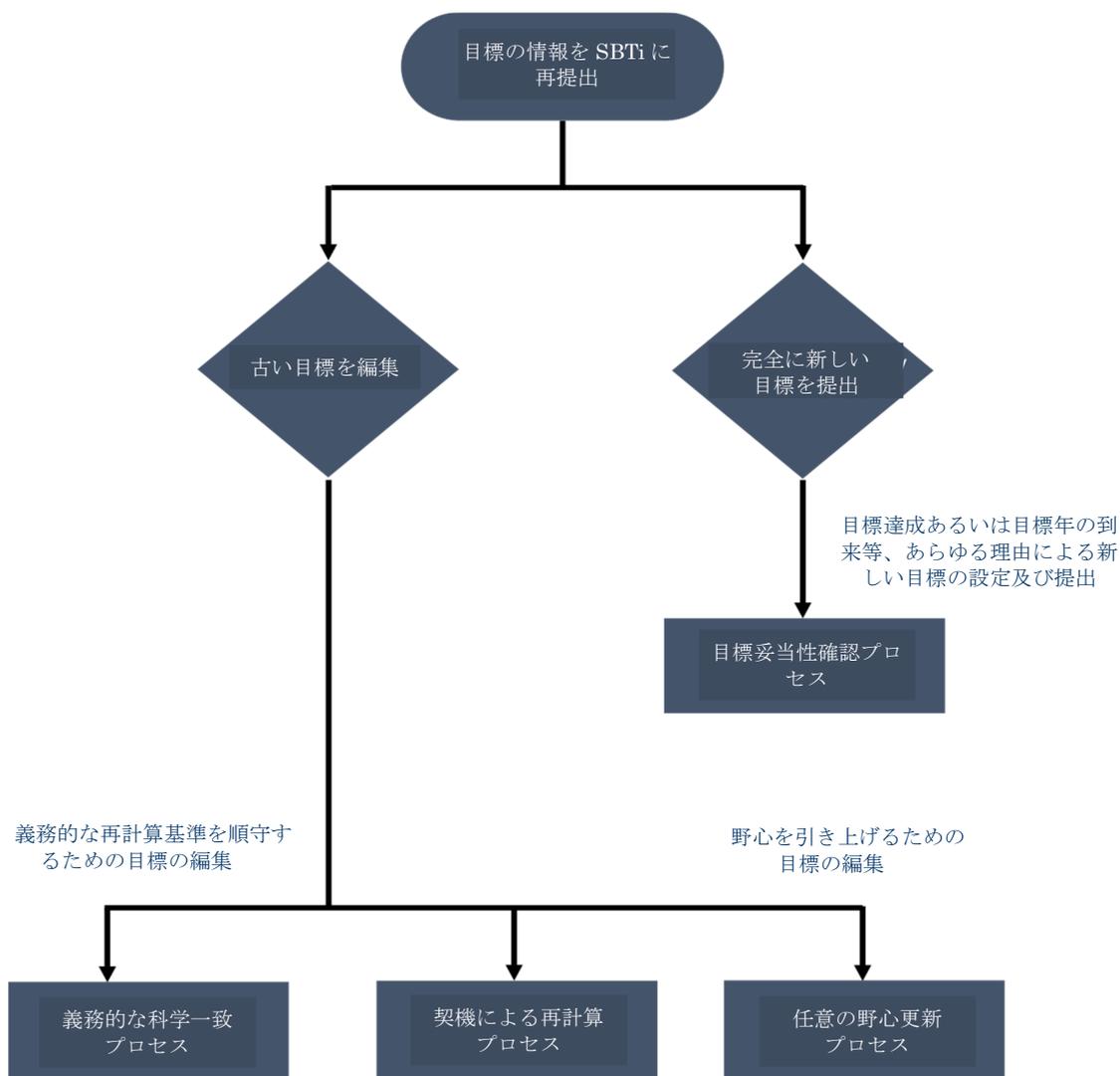
### 6.3. 目標達成期間の野心と過去の実績を除く今後の野心

目標の分類は、目標達成期間の野心（すなわち、基準年から目標年までの野心）のみを考慮する。つまり、過去の実績を除く今後の野心（すなわち、データの直近年から目標年ま

での野心) のは目標の分類の決定に用いられないことになる。SBTi は、企業の長期的野心及び目標の軌道を最も適切に反映するために、目標達成期間の野心を用いながら、目標が気温に整合しているか評価する。

## 7. 目標再計算規定

企業は、認定された目標を常に最新版のものとし、最新の気候科学の知見とベストプラクティスに整合させるために見直しや修正を行うことがある。図4は、企業が再計算を行い、SBTiに目標を再申請することを選択する際の、様々な選択肢、及び理由を示す。



### 7.1. 以前の目標の更新及び編集

#### 7.1.1. 義務的な再計算

**義務的な目標再計算プロセス**—基準 C22 を満たすための、過去に提出された目標の更新との関連：

「C22－義務的な目標再計算：最新の気候科学、及びベストプラクティスと整合性をとるために、目標は少なくとも5年毎に見直し、必要であれば再計算し、妥当性を確認する必要がある。すでに目標を認定されている企業が妥当性を再度確認する必要がある最も遅いは、2025年であり、認定された目標の再計算が必要な企業は、再申請の時点で適用可能な最新の認定基準に従わなければならない。」

義務的な更新プロセスの下で提出する際には、以下の規則が適用される：

- ・以前提出された全ての目標は、提出の際に、現行の SBTi 認定基準に照らして評価されなければならない。
- ・現行の SBTi 認定基準に一致していない全ての目標は、SBTi のウェブサイト及び情報媒体から削除する：企業は、以前に提出された目標を現行の SBTi 認定基準に一致させるために編集できる。
- ・ウェブサイトに掲載された日付は、提出当時の日付ではなく、妥当性再確認の日付を反映する：
- ・ \$ 2490 目標再申請サービスにより提出

**契機による再計算プロセス**—事業の転換、あるいは許容される閾値を超えた除外の拡大を反映するため以前提出された目標を更新。

以下の変化が目標再計算の契機となるべきである：

- ・スコープ 3 排出量が、スコープ 1,2,3 排出量全体の 40%以上となる
- ・インベントリや目標バウンダリから除外したものが大幅に変わる、または除外の許容範囲（スコープ 1 及び 2 排出量の 5%、またはスコープ 3 排出量の 32%以上）を超える；
- ・企業の目標バウンダリあるいは野心に影響しうる、企業体制や事業活動の大きな変化（例えば、買収、子会社の売却、合併、内部委託や外部委託、製品や提供サービスの変化）
- ・業績予測等の目標を計算するために使用していたデータの大幅な変更（例えば、大きな誤りや、合わせると重大になる累積的な間違いの発見）
- ・SBT の設定手法と共に使用された予測/前提条件の他の変化

契機による再計算プロセスの下で提出する際には、以下の規則が適用される：

- ・再申請の際には、以前提出され、影響を受けた目標のみ、現行の SBTi 認定基準に照らして評価されなければならない。
- ・変化の影響を受けていない有効な目標は、事実上「適用除外」にすることで、現行の SBTi 認定基準に一致させる必要がなくなる。

- ・適用除外された目標が、正式な目標の文言の一部のみである場合は、ウェブサイトに掲載された日付が、妥当性再確認の日付ではなく、最初に設定された目標の提出日を反映するものとする。
- ・ \$ 2490 目標再申請サービスにより提出

任意の野心更新プロセス—詳細は、第 7.1 項任意の目標野心更新を参照

#### 7.1.2. 新規目標の提出

**目標の妥当性再確認プロセス**—企業がすでに SBT を認定していた場合に、新規目標を SBTi に提出することの関連。目標の妥当性再確認プロセスの理由となりうるものには以下が含まれる：

- ・以前提出された目標の野心を引き上げるための新規目標の作成
- ・目標達成如何に関わらずに、一つあるいは複数の目標の目標年の到来
- ・義務的な再計算プロセスの外で、現行の SBTi 認定基準を満たすために新規目標を提出
- ・前倒しで（目標年以前）目標達成

妥当性再確認プロセスの下で提出する際は、以下の規則が適用される：

- ・再申請時に、新規提出目標のみが、現行の SBTi 認定基準に対して評価されなければならない。
- ・新規目標の影響を受けない有効な目標は、事実上「適用除外」にすることで、現行の SBTi 認定基準に一致させる必要がなくなる。
- ・適用除外された目標が、正式な目標の文言の一部のみである場合は、ウェブサイトに掲載された日付が、妥当性再確認の日付ではなく、最初に設定された目標の提出日を反映するものとする。
- ・目標再申請サービスにより提出

任意更新プロセスを除く全ての選択肢について、関連する変更の性質や影響を SBTi が評価できるよう、企業は更新した目標申請書を提出し、目標再申請サービスにより提出しなければならない。企業は、新たに提出された目標申請書において、手法や排出係数、前提条件、企業体制、インベントリ、目標に関する変更の要因やその意味合いを詳しく説明することが高く推奨される。

### 7.1.3. 任意の目標野心の更新

任意での目標再計算は、企業が最新の気候科学の知見に準拠するために目標の野心を引き上げようとする場合や、目標を前倒しで達成し、野心を引き上げることを希望する場合に実施される。再計算された目標は、2°Cを十分に下回る経路か、1.5°C経路に則ることが望ましい。更新した目標の妥当性を確認したい企業は、以下の条件に当てはまれば、簡易なプロセスを経てSBTiの認定を受けることができる。

1. 更新された目標の基準年と目標年は変わらない
2. 最初の目標をモデル化するために使われた前提条件は引き続き妥当（例えば、有意閾値、バウンダリ、業績予測など）

図5に、更新した目標の妥当性を再確認する際に企業が従うプロセスを概説している。

1. 企業は1ページの再計算書を提出する
2. 上記の条件全てに適合するかを確認する一次審査を受ける
3. 野心の整合性を確認する机上レビューを受ける
4. 適合についての最終決定が通知される

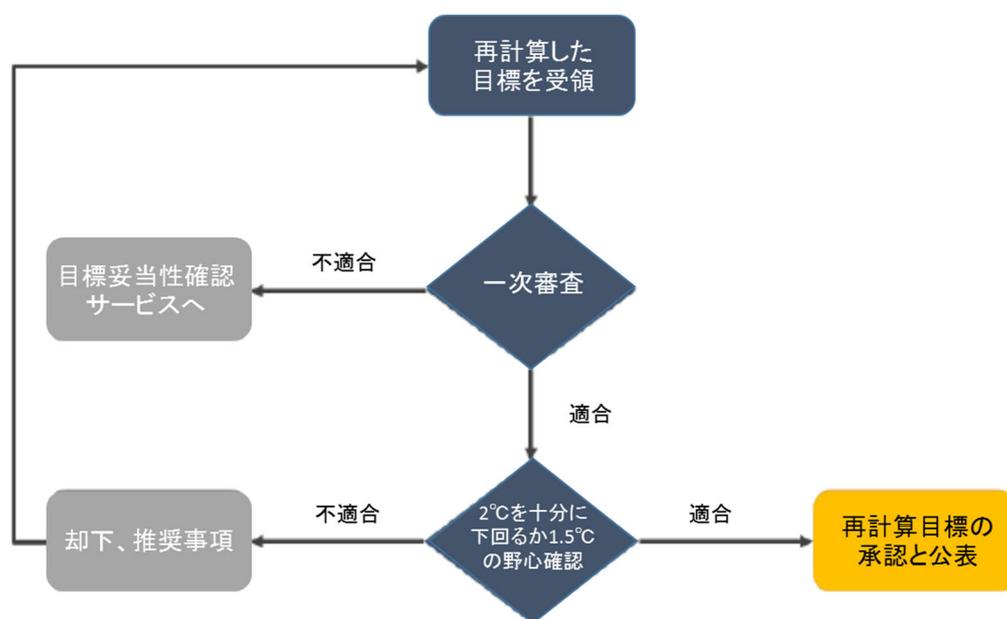


図5. 目標の妥当性再確認手順

最低の気温に整合する閾値に準拠していない企業は、簡易なフィードバックレターを受け取るか、目標妥当性確認あるいは目標再申請サービスを利用するよう案内される。この選

択肢の実行に関心があれば、さらなる詳細は [SBTi step by step guide](#) を参照し、1 ページの再計算フォームを入手いただきたい。

## 8. SBTi 認定基準の評価

SBTi 認定基準は、Science Based Targets イニシアチブが目標を認定する際の最低限の定性的および定量的認定基準を説明している。妥当性確認チームは、いかなる目標申請の認定についても、全ての認定基準を満たしていることを確認するために、申請書や関連書類を見直す。認定基準の解釈や具体的な要件は、表 7 に示す。この表では、各基準を評価するためにレビュー実施者が則る手順について企業により詳細な情報を示し、基準が適合するときについてわかりやすく説明する。

妥当性確認チームは、全ての企業の妥当性確認目標について一貫性をもって、この認定基準の評価表を順守し、あらゆる決定がこのガイドを用いて正当だと説明される。<sup>1</sup>

表 7. 認定基準評価表

認定基準	妥当性確認の要件と推奨事項	基準の評価
<b>C1 - 設定範囲</b>  GHG プロトコル事業者排出量算定報告基準に定義される、企業全体のスコープ 1 および	<ul style="list-style-type: none"> <li>もし、各スコープの排出量が、除外の最低限の閾値（S1 と S2 排出合計の 5%）を超えた場合、各スコープ排出量の、スコープ 1 (S1) および 2 (S2) を対象とする目標が少なくとも 1 つ（合算した目標か別々の目標として）提出されなければならない。</li> </ul>	<b>以下であれば基準を満たす：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標の対象が S1 または S2 で分けてあるか、合算目標となっている、または</li> <li>S1 あるいは S2 が S1+S2 の排出合計の 5% 以下となり、このスコープが目標に含まれない（例えば、S1 が S1+S2 の排出合計の 3% になる場</li> </ul>

<sup>1</sup>本ガイドで明確に取り扱っていない新規の事例が、目標妥当性確認において生じた場合、目標妥当性確認チームは、テクニカルワーキンググループ（TWG）に相談し、必要であれば、運営委員会に上げて最終判断を仰ぐ。そのような場合、妥当性確認チームが最終判断を下すまで大きな遅れが生じるかもしれないが、規定を順守しない目標が、SBTi との追加の相談の後に認定されるという保証はない。必要であれば、目標妥当性確認規定の関連項目が、追加の情報/判断を反映するように更新される。

<p>2 の排出量を含まなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>割合に基づく排出削減目標か再生可能エネルギー調達目標のいずれでも S2 排出量に設定可。</li> <li>スコープ 1 及び 2 の排出量の 5%以下であれば、スコープ全体が目標のバウンダリから除外される。</li> </ul>	<p>合、S1+S2 の排出合計の 95%以上を占めれば、S2 目標のみが必要となる)。</p> <p>以下であれば基準を満たさない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>S1 または S2 の排出量が設定されず、そのスコープが S1+S2 排出量の 5%以上になる。</li> </ul>
<p><b>C2 - 有意閾値</b></p> <p>インベントリと目標のバウンダリの中で、S1 及び 2 を合わせた排出量の 5%以下なら対象外としてもよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GHG インベントリは、企業全体の排出量の少なくとも 95%を算定しなければならない。</li> <li>除外したものは全て（活動、施設等）、関連する排出数値の概算と共にはっきりと除外理由を示さなければならない。</li> <li>特定の地域/事業活動が S1 と S2 排出合計の 5%以下となる場合、除外できる。除外された場合は、当該排出量 S3 の算定に関連するか評価し、GHG スコープ 3 の要件によって算定しなければならない。</li> <li>特定の地域や事業部門が除外され、除外した合計が 5%以下のままである場合、もしこの地域/事業部門の排出が大幅に増える場合、C23 の再計算の認定基準に沿って、目標を再計算する必</li> </ul>	<p>以下であれば基準を満たす：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>S1 および S2 のインベントリまたは目標バウンダリから除外される GHG 排出量がない。または、</li> <li>インベントリと目標バウンダリの中で S1 と S2 を合算値から除外した GHG 排出量が、S1、S2 排出量全体の 5%未満である。なおかつ、</li> <li>除外したものに特定の地域や事業を含む場合、C23 の再計算の基準に従い、公式の目標文言にこれらの計算を含んでいないことを確認する。</li> </ul> <p>以下であれば基準を満たさない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妥当な除外理由が示されずに、一つ以上の活動が除外されている。または、</li> </ul>

	<p>要がある。しかし、公式の目標文言に特定の地域や事業を含めることはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インベントリと目標バウンダリの中で S1 と S2 を合算して除外した GHG 排出量が、S1、S2 排出量全体の 5%を超えている（例えば、GHG インベントリで 3%、目標バウンダリで 3%を除外し、これら排出が重複しなければ、合計で 6%の除外となる）。</li> </ul>
<p><b>C3 - 温室効果ガス</b></p> <p>目標は GHG プロトコル事業者排出量算定報告基準で定められているすべての温室効果ガスを対象としなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都議定書で対象となっている関連する GHG 全て（CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>）を含む必要がある。</li> <li>・除外した GHG は明確に理由を示し、S1 と S2 排出合計の 5%を超えないようにしなければならない。</li> <li>・GHG インベントリは、関連する CO<sub>2</sub> 以外の GHG が不当に省略されていないことを確認するために、評価される。</li> </ul>	<p>以下であれば基準を満たす：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除外される GHG はないと報告されている。または、</li> <li>・1つ以上の GHG の除外が報告され、除外した合計がインベントリや目標バウンダリの 5%を超えず、正当な理由が示されている。</li> </ul> <p>以下であれば基準を満たさない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インベントリ及び目標バウンダリの 5%を越える、1つ以上の GHG が除外されている。または、</li> <li>・正当な理由が示されず、1つ以上の GHG が除外されている。</li> </ul>
<p><b>C4 - バイオエネルギーの算定</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオエネルギーを使用する企業は、インベントリと共に、バイオ燃料やバイオマス原料の燃</li> </ul>	<p>以下であれば基準を満たす：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオエネルギーは使用されておらず、排出量/吸収量が報告されていない。または、</li> </ul>

<p>バイオ燃料やバイオマス原料の燃焼による直接 CO2 排出量、及びそのような種類のバイオエネルギーの原料に関連する隔離した炭素は、<b>Science-Based Target</b> を設定する際や目標に対する進捗を報告する際、企業のインベントリと共に報告し、目標バウンダリに含めなければならない。バイオ燃料やバイオマス原料からの生物起源の炭素排出が気候ニュートラルと見なされる場合、論拠となる前提条件の正当性を示さなければならない。</p> <p>GHG プロトコルが定める通り、スコープ 1,2,3 に基づいてバイオエネルギーからの N2O 及び CH4 排出量を報告しなければならない。また、生物起源の炭素についても同様の要</p>	<p>焼による直接 CO2 排出量を報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• GHG プロトコルに従い、バイオ燃料及びバイオマスの燃焼に関連する N2O 及び CH4 排出量を適宜スコープ 1,2,3 に基づいて報告しなければならない。これはまた、バイオエネルギーの使用により、実質ゼロ炭素排出を想定する企業にも該当する。</li> <li>• バイオエネルギーを使用する企業は、バイオエネルギー源の手法と再生可能性についての正当性/前提条件を開示しなければならない。これは排出係数に関する前提条件を含む。</li> <li>• バイオエネルギーを使用する企業は、SBTi がこのような排出量/吸収量を算定する際の特定の手法/係数を承認すれば、インベントリを更新することを認めなければならない。</li> <li>• バイオエネルギーを使用する企業は、バイオエネルギー原料に関連する排出量と吸収量が目標バウンダリに含まれることを確認しなければならない。これは、バイオエネルギー使用による実質ゼロ・炭素排出を企業が主張する場合も該当する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• バイオエネルギーが使用され、関連する CO2 排出量/吸収量がインベントリと共に報告され、目標バウンダリに含まれている。</li> </ul> <p><u>なおかつ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 関連する CH4 及び N2O 排出量が該当するスコープ 1.2.3 において、適宜報告されている。(1)</li> </ul> <p><u>なおかつ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業が、脚注を目標文言に記載することに同意する。(2)、<u>なおかつ</u></li> <li>• SBTi が承認した手法が利用可能になるまで、企業はこのような排出量/吸収量の計算に使用した手法の詳細を示し、将来的に必要なに応じて、これらの数字を調整することに同意しなければならない。(3)</li> <li>• 要件 (1)、(2)、(3) は、バイオエネルギー使用による炭素排出量実質ゼロを想定する企業にも適用される。</li> </ul> <p>以下であれば基準を満たさない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• バイオエネルギーは使用されるが、関連する排出量や吸収量が GHG インベントリで開示されていない。または、</li> </ul>
--	--	---

<p>件をインベントリ記載と目標バウンダリに適用しなければならぬ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオエネルギーを含む目標については、目標文言に以下の補足説明を入れなければならない。「目標バウンダリには、バイオエネルギー原料からの生物起源排出量と吸収量を含む」</li> <li>・非バイオエネルギーに関連した生物起源の排出量は、インベントリと共に報告しなければならず、目標バウンダリに含めなければならない。バイオエネルギー原料に関連しない GHG 吸収量は、現在、SBT あるいはインベントリの実質の排出量の進捗とみなすことが認められていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオエネルギーは使用され、インベントリと共に開示され、CH<sub>4</sub> 及び N<sub>2</sub>O が該当するスコープで報告されているが、関連する排出量/吸収量が目標バウンダリに含まれていない。</li> <li>・バイオエネルギーは使用され、インベントリと共に開示され、CH<sub>4</sub> 及び N<sub>2</sub>O が該当するスコープで報告され、関連する排出量/吸収量が目標バウンダリに含まれているが、目標に「目標バウンダリには、バイオエネルギー原料からの生物起源排出量と吸収量を含む」という文言を入れることを企業が拒否する。または、</li> <li>・バイオエネルギーは使用され、インベントリと共に開示され、CH<sub>4</sub> 及び N<sub>2</sub>O が該当するスコープで報告され、関連する排出量/吸収量が目標バウンダリに含まれており、企業が脚注に目標文言を記載することに同意しているが、SBTi が承認した手法論や係数が今後利用可能になった際にそれらを用いてインベントリを更新することに企業が同意しない。</li> <li>・バイオエネルギーが使用され、企業が上記の全ての関連要件に適合するが、バイオエネルギー</li> </ul>
---------------------------------------	--	--

		による炭素排出量実質ゼロの想定の十分な正当性を示せない。
<p><b>C5 - 子会社</b></p> <p>企業は、目標を、子会社レベルではなく、親会社あるいはグループレベルのみで申請することが推奨される。親会社は、上記のバウンダリ基準に従って、全子会社の排出量を目標の申請に含めなければならない。親会社と子会社の両者が目標を提出する場合には、インベントリ統合のアプローチを選択し、親会社の排出量バウンダリに、子会社の排出量が含まれるなら、親会社の目標に、子会社の排出量も含めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業は、全子会社を申請書で公表し、どの子会社が GHG インベントリ及び目標バウンダリに含まれるか示すべきである。</li> <li>・ GHG インベントリまたは目標バウンダリから除外された子会社については、企業が、はっきりと除外理由を示さなければならない。</li> </ul>	<p>以下であれば基準を満たす：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業が GHG インベントリおよび目標バウンダリにおける全ての関連する子会社について報告し、算定する。</li> </ul> <p>以下であれば基準を満たさない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業が、関連する子会社を報告せず、GHG インベントリ及び目標バウンダリに含めない、または</li> <li>・ 企業が、特定の子会社の除外について十分な正当性を示せない。</li> </ul>
<p><b>C6 - 基準年および目標年</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標がその年の上半期（6月末まで）に妥当性確認に提出されたら、目標達成期間に提出年を含</li> </ul>	<p>以下であれば基準を満たす：</p>

<p>目標は、SBTiに公式の妥当性確認のために目標が提出された日から、最短で5年、最長で15年を対象とする必要がある。</p>	<p>む。下半期に提出されたら、目標達成期間の始まりが翌年の初めからとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 例えば、2020年の上半期に正式妥当性確認に提出された目標は、有効な目標年に2024~2034年を含む。2020年の下半期に提出された目標の有効目標年は、2025~2035年の間となる。</li> <li>• 長期目標（提出日から最長2050年までの15年の目標）は、追加的な任意目標として妥当性を確認できるが、その目標のみでは認定基準を十分に満たしてはいない。長期目標は、関連する認定基準(C7とC8)に適合してのみ妥当性を確認される。</li> <li>• 基準年は、過去のある年の暦年全体または会計年を網羅するべきである。</li> <li>• データが利用可能な直近年を目標の基準年として選ぶことが推奨されている。</li> <li>• 温室効果ガスインベントリをSBTiに報告する際には、同じ基準年及び直近年を選ぶことが推奨されているが、必要なら、スコープ3については、スコープ1及び2との比較で、違う年を報告することができる。しかしながら、スコープ1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 目標年の設定が、SBTiに提出した日から5~15年を含んでいる。なおかつ、</li> <li>• 基準年のデータが、過去の暦年1年か会計年の1年のデータである。</li> </ul> <p>以下であれば基準を満たさない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 目標年の設定が、SBTiに提出した日から5~15年を含んでいない。または、</li> <li>• 基準年のデータが、過去1年の暦年全体か会計年で利用可能でない。または、</li> <li>• 長期目標（提出日から最長2050年までの15年の目標）のみが提出されている。</li> </ul>
--	--	--

	<p>及び 2 の基準年と直近年は、一貫性してなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期の目標達成期間内の目標全て、および長期の目標達成期間内の目標全てに、同じ基準年と目標年を使用することが推奨される。</li> </ul>	
<p><b>C7 - これまでの成果</b></p> <p>提出日までに既に達成している目標は認定されない。SBTi は、過去の実績を除く今後の野心を評価するにあたり、目標が SBTi に提出された年（または直近で GHG インベントリが作成された年）を使用する。作成された最新の GHG インベントリは、目標を提出した年よりも 2 年以上前のものであってはならない。</p>	<p>この認定基準は割合に基づく排出削減目標にのみ関連する。再生可能エネルギーの目標には適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標は提出日までに達成されていないこと。</li> <li>・作成された最新の GHG インベントリは、1 年全体のもので、提出年より 2 年以上前のものであってはならない。2020 年に正式妥当性確認に提出される目標については、提出される直近のインベントリデータは 2018 年以前のものであってはならない。</li> </ul> <p><b>目標が総量ベースの場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の実績を除く今後の野心（すなわち、データの直近年から目標年までの野心）は、少なくとも 2°C を十分に下回る野心の閾値と一致していなければならない。</li> </ul>	<p>直近年が提出年より 2 年以上前のものでなければ、認定基準は満たされている。なおかつ、</p> <p><b>目標が総量ベースの場合、以下であれば基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の実績を除く今後の野心が、毎年少なくとも 2.5% の同量削減率と一致する。</li> </ul> <p><b>目標が原単位ベースの場合、以下であれば基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する SDA 経路が使われ、かつ過去の実績を除く今後の野心が、関連する SDA 経路の最低限の野心の閾値に一致する。または、</li> <li>・総量条件の過去の実績を除く今後の野心が、毎年少なくとも 2.5% の同量削減率と一致する。</li> </ul>

	<p><b>目標が原単位ベースの場合</b> SDA 経路が関連する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経路は企業活動を代表するものでなければならず、過去の実績を除く今後の野心は、関連する SDA 経路の最低限の野心の閾値または、総量削減アプローチの 2°C を十分に下回る野心の最低限の閾値に整合しなければならない。つまり、企業は直近の排出量および活動データを使用し、SDA の結果を基に目標の野心を決定しなければならない。</li> </ul> <p>関連する SDA 経路がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野心とこれまでの進捗を評価できるようにするため、原単位目標を総量排出削減目標に変えることが望ましい。</li> <li>原単位目標が総量排出削減にいかにかに転換されるかを評価するために、基準年、直近年、及び目標年の業績予測の活動（原単位目標の基準となる）を、SBTi に提供しなければならない。</li> <li>過去の実績を除く今後の野心は、少なくとも、2°C を十分に下回る野心の閾値に則っていないなければならない。</li> </ul>	<p><b>目標が総量ベースの場合、以下であれば基準を満たさない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の実績を除く今後の野心が、少なくとも毎年 2.5% の同量削減率以下となる。</li> </ul> <p><b>目標が原単位ベースの場合、以下であれば基準を満たさない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連する SDA 経路が用いられ、なおかつ、過去の実績を除く今後の野心が、関連する SDA 経路の最低限の野心の閾値に整合しない、または</li> <li>総量条件の過去の実績を除く今後の野心が、少なくとも毎年 2.5% の同量削減率以下となる、または</li> <li>原単位目標の過去の実績を除く今後の野心を評価可能にするための、関連する活動/業績データを企業が提供できない。</li> </ul>
--	--	--

<p><b>C8 - 野心の水準</b></p> <p>少なくとも、S1 および 2 目標は、世界の気温上昇を産業革命以前と比べ、2°Cを十分に下回る気温に抑えるために必要な脱炭素化水準と合致しなければならないが、1.5°Cに抑える軌道に向け、企業はさらなる努力を重ねることが推奨される。目標達成期間の野心（基準年から目標年）と、過去の実績を除く今後の野心（直近年から目標年）のいずれもが、この野心の認定基準を満たしていなければならない。</p>	<p>再生可能エネルギーの調達目標に関しては、認定基準 C14 を参照。割合に基づく排出削減目標については以下の通り。</p> <p><b>目標が総量ベースの場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標達成期間の野心（すなわち、基準年から目標年までの野心）は、少なくとも 2°Cを十分に下回る野心の閾値と一致しなければならない。</li> </ul> <p><b>目標が原単位ベースの場合</b></p> <p>SDA 経路が関連する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経路は企業活動を代表したものとなっていて、目標達成期間の野心は、関連する SDA 経路の最低限の野心の閾値または、総量削減アプローチの 2°Cを十分に下回る野心の最低限の閾値に整合しなければならない。</li> </ul> <p>関連する SDA 経路がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原単位目標から導かれる総量削減は開示すべきである。</li> <li>目標達成期間の野心は、少なくとも 2°Cを十分に下回る野心の閾値に一致しなければならない。</li> </ul>	<p><b>目標が総量ベースの場合、以下であれば基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標達成期間の野心が、毎年少なくとも 2.5%の同量削減率と一致する。</li> </ul> <p><b>目標が原単位ベースの場合、以下であれば基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SDA 経路は企業活動を代表したものとなっている。なおかつ、</li> <li>目標達成期間の野心が、関連する SDA 経路の最低限の野心の閾値に一致する。または、</li> <li>総量条件で目標達成期間の野心が、毎年少なくとも 2.5%の同量削減率と一致する。</li> </ul> <p><b>目標が総量ベースの場合、以下であれば基準を満たさない</b></p> <p>目標達成期間の野心が、少なくとも毎年 2.5%の同量削減率以下となる。</p> <p><b>目標が原単位ベースの場合、以下であれば基準を満たさない</b></p>
---	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なセクターの手法を選択する際のガイダンスとして SBT 設定マニュアルの第 3 章を参照。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原単位目標の総量の野心を評価するための、関連する活動データを企業が提供できない。または、</li> <li>・関連する SDA 経路が利用できない場合、原単位目標の総量削減が毎年少なくとも 2.5%の同量削減率と一致しない。または、</li> <li>・SDA 経路は利用可能で、目標達成期間の野心は関連する SDA 経路の最低限の野心の閾値、または毎年少なくとも 2.5%の同量削減率と一致しない場合。</li> </ul>
<p><b>C9 - 総量目標 vs. 原単位目標</b></p> <p>S1 および 2 排出量の原単位目標は、気温上昇を 2°Cを十分に下回る水準に抑える気候シナリオに則る排出総量削減目標に則るか、企業の事業活動に適用される認定されたセクターの経路を用いてモデル化された場合にのみ設定できる。総量削減は、2°Cを十分に下回る目標に則った排出シナ</p>	<p>この認定基準は原単位ベースの削減目標にのみ関連する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原単位の分母は、企業活動を代表するものであるべきである。</li> <li>・原単位目標は関連する事業活動の業績予測と組み合わせ、原単位目標から導かれる総量削減は開示されることが望ましい。</li> <li>・目標の野心は、C8 の要件と一致していなければならない。</li> </ul>	<p><b>以下であれば基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原単位目標の野心が、関連する活動データが提供されたときに、総量条件で評価できる。なおかつ、</li> <li>・総量の野心が、毎年少なくとも 2.5%の同量削減率と一致する。なおかつ、</li> <li>・原単位の分母が事業活動を代表したものである。</li> </ul> <p>代表的な SDA 経路が利用可能な場合、以下であれば基準を満たす</p>

<p>リオの中でも、少なくとも最も気温上昇の低いシナリオと同じくらい野心的か、部門別脱炭素アプローチ（SDA）で設定されている関連セクターの削減経路と一致する必要がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原単位目標の野心が、関連する SDA 経路の最低限の野心の閾値と一致する。<b>なおかつ、</b></li> <li>・原単位の分母が事業活動を代表したものである。</li> </ul> <p><b>以下であれば、基準を満たさない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する活動データが提供されていないか、不十分。<b>または、</b></li> <li>・原単位目標の野心が、関連する SDA 経路の最低限の野心の閾値と一致しない。</li> <li>・関連する SDA 経路がない場合、原単位目標が C7 に則る総量排出削減につながらない。</li> </ul>
<p><b>C10 - 手法の妥当性</b></p> <p>目標は SBTi が認定した最新版の手法やツールを用いてモデル化される必要がある。旧バージョンのツールや手法を用いてモデル化した目標は、改訂した手法または関連するセクター別ツールが公表されて 6 ヶ月以内なら正式な妥当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業は、属するセクターに正しい目標設定手法を使用しなければならない。</li> <li>・目標を設定する際には、最新版の手法/ツールが使用されるべきである。</li> <li>・旧バージョンの手法やツールは更新版の公表後、6 ヶ月以内であれば利用可能。</li> </ul>	<p>承認された SBT 手法が目標の作成に用いられた場合、以下であれば基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標を設定するために最新版の手法やツールが使われている。<b>なおかつ、</b></li> <li>・企業が特定の手法の使用しなければならないセクターに属する場合（例えば S3「販売した製品の発電、輸送等）、適切な手法/ツールが使用されている。<b>または、</b></li> </ul>

<p>性確認のために SBTi に提出できる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>旧バージョンのツール/手法が使われているが、目標は最新版のツール/手法の公表から 6 ヶ月以内に提出された。</li> </ul>
<p><b>C11 - スコープを合算した目標</b></p> <p>スコープを合算した目標（例えば S1+2 あるいは S1+2+3）は認められる。</p> <p>合算目標を提出する際には、S1+2 部分は少なくとも 2°C を十分に下回るシナリオと一致しなければならず、S3 部分は C20 で定められる野心の要件を満たさなければならない。企業のスコープ 3 活動の、最低限の目標の野心が特定されているセクターについては、C21 が C11 より優先される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S1 と S2 を合わせた目標は野心の基準 C7 と C8 に一致するべきである。</li> <li>S1, S2, スコープ 3 (S3) を合算した目標について：目標の S1+2 部分は、基準 C7 と C8 に一致し、S3 部分は基準 C20 と一致するべきである。</li> </ul>	<p><b>合算した S1+2 目標について、以下であれば基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合算した S1+2 部分が基準 C7 と C8 を満たす。</li> </ul> <p><b>合算した S1+2+3 目標について、以下であれば基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合算した S1+2 の野心 C7 と C8 に一致している。なおかつ</li> <li>S3 部分が C20 に一致する。</li> </ul>
<p><b>C12 - オフセット</b></p> <p>他社のクレジット（排出権）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフセットは GHG インベントリまたは目標バウンダリに含まれない。</li> </ul>	<p><b>以下であれば、基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オフセットの使用がないことを、企業が開示しているか、申請書でわかる。または、</li> </ul>

<p>の取得による削減（カーボン・オフセット）は、企業の SBT 達成に向けた排出削減とは見なされない。SBTi は、企業が自社の事業活動またはバリューチェーンにおける直接的な行動を通じた排出削減を基に、目標を設定することを求めている。オフセットは、SBT 以外で、さらに排出削減量を調達したいという企業の選択肢としてのみ考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期目標達成期間での非常に野心的な目標（60%超の総量削減）については、オフセットを使用せずどのように達成するのか理由を示すことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフセットの使用は開示されているが、SBT の進捗に含めないことが確認される。</li> </ul> <p><b>以下であれば、基準を満たしていない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>任意あるいは準拠に関するあらゆる形態のオフセットが、企業目標の進捗に削減としてカウントされている。</li> </ul>
<p><b>C13 - 削減貢献量</b></p> <p>削減貢献量は、企業のインベントリとは異なる算定システムに該当するため、SBT としてカウントされない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減貢献量の算定は、GHG インベントリまたは目標バウンダリで認められていない。</li> </ul> <p>以下は、SBT を設定する際に妥当でない主張の例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>純粋な仮説ベースで代替製品と比較した際に、ユーザーの排出量を回避すると主張する製品の使用目標。</li> </ul>	<p><b>以下であれば、基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書上で削減貢献量を使用していないことが開示されている。<b>なおかつ、</b></li> <li>インベントリまたは目標バウンダリに削減貢献量を使用していることが示されていない。</li> </ul> <p><b>以下であれば、基準を満たしていない</b></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品のライフサイクル全体の排出量が、同等機能を提供する代替製品よりも少ないという主張。</li> <li>・製品の排出量の影響を計算するための「ベースライン」の使用。これはプロジェクトの算定にのみ適応でき、企業の算定とは異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書上で、インベントリまたは目標設定プロセスの一部として、削減貢献量を使用していることが明らかである。</li> </ul>
<p><b>C14 - アプローチ</b></p> <p>基準年の排出量の計算や SBT の進捗を把握するため、GHG プロトコルスコープ 2 ガイダンスのロケーション基準またはマーケット基準のどちらを用いているか開示しなければならない。両方のアプローチにおいて、スコープ 2 排出量を報告することが推奨される。しかしながら、SBT の設定及び進捗把握には、一つの一貫性のあるアプローチ（例えば、ロケーション基準アプローチを目標設定と進捗把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準年と直近年の GHG インベントリの S2 算定と S2 目標に対する進捗把握には、一貫したアプローチを選定しなければならない。</li> </ul>	<p><b>以下であれば、基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準年と直近年の S2 インベントリの算定に使用した手法が同一。<b>なおかつ、</b></li> <li>・S2 目標の進捗を把握するために使われる手法が、基準年および直近年のインベントリに使われる手法と一致している。</li> </ul> <p><b>以下であれば、基準を満たさない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の進捗を把握するアプローチと一致していない基準年の S2 インベントリ（該当すれば、基準年と直近年の算定両方の一貫したアプローチも含む）を開示している。</li> </ul>

<p>の両方に用いる) を使用しなければならぬ。</p>		
<p><b>C15 - 再エネ電力</b></p> <p>1.5°Cシナリオに整合する比率で再生可能エネルギー電力を積極的に調達する目標は、S2排出削減目標の代替目標として認められる。RE100の提言に沿って、SBTiは再エネ電力の調達を2025年までに80%に、2030年までに100%にすることを、このアプローチの閾値（電力使用合計に対する再エネ電力の割合）とした。すでにこの水準で、またはこの閾値以上の水準で電力を調達している企業は、認定を受けるため再エネ電力の使用を維持、または増加させなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再エネ電力の積極的な調達に具体的に取り組むために目標は策定されるべきである。</li> <li>• S2の再エネ目標はS2排出量の少なくとも95%を網羅し、積極的な調達の最低限の要件を満たすべきである。</li> <li>• すでに再エネを最低限の閾値で、またはそれ以上で積極的に調達している企業は、認定を受けるため再エネ電力の使用割合を維持、または増やすようコミットできる。</li> <li>• 2025年から2030年の間を対象となる目標は、これらの要件の年ごとの同量の改善を満たせば認められる。 具体的には： <ul style="list-style-type: none"> <li>2026年までに84%；</li> <li>2027年までに88%；</li> <li>2028年までに92%；あるいは</li> <li>2029年までに96%</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>以下であれば、基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 目標年の再エネ電力の積極的な調達が、2025年までに少なくとも80%、または2030年までに100%という最低限の割合の閾値となっているか、それを越えている、または、中間目標がこの削減率に一致している。<b>なおかつ、</b></li> <li>• 目標の文言で明確に再エネ電力の「積極的な調達」に言及している（再生可能エネルギー電力を積極的に調達する選択肢については、RE100品質基準を参照）。<b>なおかつ、</b></li> <li>• 目標は、企業が消費する電力の少なくとも95%を対象としている。</li> </ul>

<p><b>C16 - スコープ 3 スクリーニング</b></p> <p>GHG プロトコル企業のバリューチェーン (S3) 算定報告基準に基づき、S3 各カテゴリの割合を調べるため、関連する義務的なすべてのカテゴリのスクリーニングを実施しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各スコープ 3 カテゴリの義務的な排出量の定義については、企業のバリューチェーン (スコープ 3) 算定と報告の標準、表 5.4 (35 ページ) の「最小境界」を参照。この例では、SBTi で使用する「義務的な」は表 5.4 の「最小境界」と同義語である。</li> <li>関連する全ての S3 カテゴリの徹底的なスクリーニングを行わなければならない。</li> <li>定量化していないカテゴリ、または関連しない、あるいは適用外と思われるカテゴリについて十分かつ合理的な理由を提供しなければならない。</li> <li>S3 カテゴリをスクリーニングしたり、除外する時、セクター別排出プロファイルや選んだ統合のアプローチとの適合性に対応すべきである。</li> <li>企業のバリューチェーン (スコープ 3) 算定と報告の標準の説明の通り、報告される各カテゴリは、バウンダリ要件を満たさなければならない。</li> </ul>	<p>以下であれば基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徹底的な S3 スクリーニングが、少なくとも関連する全てのカテゴリに対して実施されている。</li> </ul> <p>なおかつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適用外とされたカテゴリ、または排出量が重大でないと思われるカテゴリに、明確な理由が示されている。</li> </ul>
<p><b>C17 - スコープ 3 目標の必須要件</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化石燃料の販売、輸送、流通に関わらない企業については、S3 排出量が排出量全体の 40%超と</li> </ul>	<p>化石燃料の販売、輸送、流通に関わらない企業については、以下であれば基準を満たす</p>

<p>関連する義務的な S3 排出量が S1,2,3 排出合計の 40%以上となる場合、S3 目標が必要となる。天然ガスまたはその他化石燃料製品の販売または流通に関わる企業は全て、S1,2,3 排出合計と比べた当該排出量の割合に関わらず、S3「販売した製品の使用」目標を設定しなければならない。</p>	<p>なる場合、S3 目標を少なくとも一つ、設定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化石燃料の販売、輸送、流通に関わる企業については、このような排出量のインベントリ全体の寄与に関わらず、目標を設定しなければならない。さらなる詳細は、基準 20.2 を参照。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S3 排出量が S1+2+3 排出量全体の 40%以上を占める。<b>なおかつ、</b></li> <li>少なくとも 1 つの S3 目標が設定されている。</li> </ul> <p>化石燃料の販売、輸送、流通に関わる企業に関しては、C20.2 に従わなければならない。</p>
<p><b>C18 - バウンダリ</b></p> <p>GHG プロトコル企業のバリューチェーン（スコープ 3）算定報告基準に準拠し、1 つ以上の排出削減目標を設定するか、合わせて義務的な S3 排出量全体の少なくとも 2/3 を対象とするサプライヤーまたはカスタマーエンゲージメント目標を設定する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S3 目標は合わせて、義務的な S3 排出全体の少なくとも 2/3（すなわち、67%）を含むべきである。</li> <li>間接使用段階の排出量あるいはスコープ 3 排出量の他の排出源の選択肢に対応する目標は 2/3 バウンダリに含まれない。各スコープ 3 カテゴリの義務的と任意の排出量の定義については、企業のバリューチェーン（スコープ 3）算定報告基準の表 5.4（35 ページ）を参照。</li> <li>企業のバリューチェーン外の活動により、削減を計画する排出量（削減貢献量）のカテゴリを</li> </ul>	<p><b>以下であれば基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>S3 目標が、合わせて S3 排出量全体の少なくとも 67%を対象としている。</li> </ul> <p><b>以下であれば基準を満たさない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標バウンダリが不明確、または S3 排出量全体の 67%以下となっている。<b>または、</b></li> <li>企業のバリューチェーン外の活動により、削減を計画する排出量（例えば削減貢献量）のカテゴリを、2/3 目標バウンダリに含める。</li> </ul>

	<p>対象とする目標は、2/3 バウンダリにカウントされない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ S3 カテゴリ 11 の排出削減に寄与する、予測される送電網の GHG 原単位の改善を算定できる。排出削減の主張を裏付けるために、詳細な計算手法を含む補足資料を提供すべきである。</li> </ul>	
<p><b>C19 - 目標達成期間</b></p> <p>排出削減目標は、正式妥当性確認に提出された日から、最短で 5 年、最長で 15 年を網羅する必要がある。C19 により必須となっている中期目標に加えて、2050 年までの長期目標の策定が推奨されている。S3 の長期目標が野心的と判断されるには、C20 に適合しなければならない。</p>	<p>本基準は、割合に基づく S3 排出削減目標に適用される。サプライヤーエンゲージメント目標は適用外 (C19.1 を参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標が上半期に妥当性確認に提出されれば (すなわち、6 月末まで)、目標達成期間は提出年を含む。下半期に提出されれば、目標達成期間は翌年から始まる。</li> <li>・ 例えば、2020 年上半期に正式妥当性確認に提出された目標は、有効目標年に 2024~2034 年を含む。2020 年下半期に提出された目標は、有効目標年が 2025~2035 年の間となる。</li> <li>・ 長期任意目標は、目標年が提出日から 2050 年までの 15 年間であれば有効である。長期目標は、追加的任意目標として妥当性は確認されるが、本基準を満たすのに十分ではない。</li> </ul>	<p><b>以下であれば基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標年が SBTi に提出した日から 5~15 年の間である。なおかつ、</li> <li>・ 基準年は、過去の一年全体 (暦年または会計年) を含んでいる。</li> </ul> <p><b>以下であれば基準を満たさない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標年が SBTi に提出した日から 5 年未満、または 15 年以上先に設定されている。または、</li> <li>・ 基準年のデータが完全でない (基準年を将来に設定している)。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の基準年は過去の一年全体（暦年または会計年）を網羅するべきである。</li> <li>・データが利用可能な直近年を、目標の基準年として選ぶことが推奨されている。</li> <li>・中期目標達成期間および長期目標達成期間の目標全てに、同じ基準年と目標年を使用することが推奨される。</li> </ul>	
<p><b>C20 - スコープ 3 排出削減目標の野心の水準</b></p> <p>排出削減目標（バリューチェーン全体または個別の S3 カテゴリ）は以下のいずれかを満たした場合に野心的と考えられる。</p> <p>総量：世界の気温上昇を産業革命以前の気温と比べて、2°C に抑えるために必要な脱炭素化の水準に合致する総量排出削減目標。総量目標は、一貫性があり、企業活動を代表す</p>	<p><b>総量割合に基づく排出削減目標に関して</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成期間の野心（すなわち、基準年から目標年までの野心）は、最低でも 2°C 野心の閾値と一致しなければならない。</li> </ul> <p><b>目標が経済的原単位の削減に基づく場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原単位目標は関連する業績予測と組み合わせられ、原単位目標から導かれた総量削減が開示されることが望ましい。</li> <li>・総量削減は、目標達成期間の野心が少なくとも 2°C 野心の閾値と一致しているか判断するために評価される。</li> <li>・もしくは、経済原単位削減は、前年比 7% 減の GEVA 閾値に一致してもよい。</li> </ul>	<p><b>総量ベースの割合排出削減目標について、以下であれば条件を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成期間の野心は、毎年少なくとも 1.23% の年間同量削減率と一致する。</li> </ul> <p><b>原単位ベースの割合排出削減目標について、以下であれば条件を見たす</b></p> <p><u>目標が経済ベースであれば</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総量条件の目標達成期間の野心が、毎年少なくとも 1.23% の年間同量削減率と一致する。<b>または、</b></li> <li>・目標達成期間の野心が、取組期間中、粗付加価値当たり前年比 7% 減を上回る。</li> </ul> <p><u>目標が物理的原単位であれば</u></p>

<p>る単位に基づいた原単位で示される。</p> <p>経済的原単位：単位付加価値当たりの排出が少なくとも前年比 7%の削減となる経済的原単位目標</p> <p>物理的原単位：SDA で関連するセクターの削減経路に則る原単位削減；または排出総量を増やさず、少なくとも同量削減で年 2%に相当する原単位の改善につながる目標</p>	<p><b>目標が物理的原単位の削減に基づく場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物理的原単位の分母は企業の事業活動を代表したものであることが望ましい。</li> <li>SDA 経路が利用可能な場合、目標達成期間の野心は、関連する SDA 経路の最低限の野心の閾値に一致しなければならない。</li> <li>関連する SDA 経路がない、または目標が関連する SDA 経路に一致していない場合、原単位目標は関連する業績予測と組み合わせ、原単位目標から導き出される総量削減は開示されることが望ましく、目標達成期間の野心は、少なくとも 2°C 野心の閾値に一致しなければならない。</li> <li>もしくは、目標は基準年水準から総排出量が増えないよう、野心的な物理的原単位削減を推し進め、年間同量条件で少なくとも 2%の物理的原単位削減につながることを望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総量条件の目標達成期間の野心が、毎年少なくとも 1.23%の年間同量削減率と一致する。<b>または、</b></li> <li>目標達成期間の野心が、関連する SDA 経路の最低限の野心の閾値と一致する。<b>または、</b></li> <li>目標達成期間に総排出量を増やさず、<b>なおかつ、</b>取組期間中、少なくとも同量削減で年 2%の原単位の改善につながる。</li> </ul>
<p><b>C20.1 - サプライヤーまたはカスタマーエンゲージメント目標</b></p> <p>サプライヤーや顧客に、科学と整合した排出削減目標の採</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライヤーエンゲージメント目標のバウンダリは、目標の対象となっているサプライヤーの排出のみに対応するべきである。</li> <li>サプライヤーが特定のスコープにのみ SBT の設定を求められた場合、該当するスコープのみバウンダリに入れるべきである。</li> </ul>	<p><b>以下であれば基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出割合（排出量がわからなければ、排出量概算の代替値として年間出費）と、目標がカバーする関連する上流カテゴリに関する情報を提供している。<b>なおかつ、</b></li> </ul>

<p>用を促す目標は、以下の条件が満たされた時に認められる：</p> <p>バウンダリ：関連があり、信頼性の高い上流/下流のカテゴリについてエンゲージメント目標を設定できる。</p> <p>策定：関連する上流/下流カテゴリの排出量のうち、何割がエンゲージメント目標に含まれるか、わからない場合は、年間調達費の何割が目標に含まれるのか、目標の文言で情報を提供する。</p> <p>目標達成期間：エンゲージメント目標は、正式妥当性確認に目標が提出された日から最長で5年以内の実現する必要がある。</p> <p>野心の水準：サプライヤー/顧客は SBTi の資料に沿って、科学と整合した排出削減目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標に含まれるサプライヤー部分や、それが排出全体に占める割合は、開示されるべきである。</li> <li>・排出データが利用できなければ、代替値として「出費単位」を使うことができ、C18 が満たされていることを示すため、その出費と関連のある排出範囲の概算を提供してもよい。</li> <li>・サプライヤー目標が設定された目標年は、提出日から5年内とする必要がある。例えば、2020年上半期に正式妥当性確認に提出された目標の有効目標年は最長で2024年まで（同年を含む）となり、2020年半期に提出した目標の有効目標年は最長で2025年まで（同年を含む）となる。</li> <li>・サプライヤーは、目標を設定するため SBTi の資料を参照することが望ましい。SBTi によるサプライヤー目標の正式妥当性確認は、不要であるが、企業が自らの意向により奨励することは歓迎する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年が、目標が正式妥当性確認に提出された日から最長5年となっている。<b>なおかつ、</b></li> <li>・サプライヤーが最新の SBTi 認定基準を満たす SBT を設定することを、正式な目標の文言に含んでいる。</li> </ul> <p><b>以下であれば基準を満たさない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年が正式妥当性確認に提出された日から5年以上先である。<b>または、</b></li> <li>・目標にサプライヤーが対象とする排出割合を記載していない。<b>または、</b></li> <li>・目標にサプライヤーが SBTi ガイダンスやツールを使って SBT を設定する要件が明記されておらず、代わりに、GHG 排出量削減やエンゲージメントターゲットといった一般的な文言を使っている。</li> </ul>
--	--	--

<p>を設定しなければならない。</p>		
<p><b>C20.2 - 化石燃料の販売、輸送、流通</b></p> <p>天然ガスまたはその他化石燃料製品を販売または輸送、流通する企業は、「販売した製品の使用」カテゴリに対して S3 の排出削減目標を設定しなければならない。その目標は、少なくとも世界の気温上昇を産業革命以前の気温と比べ、2°Cを十分に下回るように抑えるために必要な脱炭素化の水準に則る。C20.1 で記載してあるカスタマーエンゲージメント目標は、この基準には適用されない。</p>	<p>本基準は、化石燃料の販売、輸送、流通に関わる企業にのみ関連する。</p> <p>収入の 50%以上を化石燃料から得る企業は、現時点では、目標の妥当性を確認することができず、石油ガスセクターの方法論が公表されれば、それに従わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業は本基準に関連性があるかを開示し、該当する場合、下流の化石燃料の使用の 100%を網羅する S3 目標を提出しなければならない。</li> <li>・分配、あるいは輸送される化石燃料は、企業によって直接販売されていなくても、GHG インベントリ及び目標バウンダリに算定しなければならない。</li> <li>・目標達成期間の野心は、最低でも 2°Cを十分に下回る野心の閾値と一致していなければならない。</li> </ul>	<p><b>以下であれば基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化石燃料の販売、輸送、流通に係る直接使用段階の排出を対象とする目標が少なくとも 1 つ、設定されている。<b>なおかつ、</b></li> <li>・総量条件での目標達成期間の野心が、2°Cを十分に下回る経路と一致する。</li> </ul> <p><b>以下であれば基準を満たさない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化石燃料の販売、輸送、流通に係る直接使用段階の排出を網羅する目標が設定されていない。<b>または、</b></li> <li>・総量条件の目標達成期間の野心が、2°Cを十分に下回る経路と一致しない。</li> </ul>
<p><b>C21 - セクター別ガイダンスの要件</b></p>	<p>セクター別ガイダンスが利用可能なセクターで事業活動をしている企業の場合、最新のガイダンスが公表されて 6 ヶ月以内に従うべきである。</p>	<p><b>以下であれば基準を満たす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該企業のセクターに関連する、または利用可能なセクター別ガイダンスがない。<b>または、</b></li> </ul>

<p>セクターのガイダンス公表から少なくとも 6 ヶ月以降、関連するセクター別手法及びガイダンスに示される、目標設定に関連する要件及び野心の最小水準に従わなければならない。</p> <p>セクター別ガイダンス及び要件のリストは、妥当性確認規定及び目標設定マニュアル第 3 章で入手可能である。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・セクター別ガイダンスは利用可能で、ガイダンスの公表後 6 ヶ月以内に最新版に従っている。</li> </ul>
<p><b>C22 - 頻度</b></p> <p>企業全体の GHG 排出インベントリ、及び目標に対する進捗を毎年、公式に報告しなくてはならない。</p>	<p>企業は進捗状況の開示場所、自社の公式な GHG 排出インベントリ報告と目標に対する進捗の発行頻度を述べる必要がある。</p>	<p>以下であれば基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、自社の GHG 排出インベントリと目標の進捗を公式に報告することを宣言している。または、</li> <li>・情報の開示場所を述べている。</li> </ul>
<p><b>C23 - 義務的な目標の再計算</b></p> <p>最新の気候科学、及びベストプラクティスと整合性をとるために、目標は少なくとも 5</p>	<p>少なくとも 5 年毎に目標を見直し、必要であれば再計算し、妥当性を確認するかを明記しなければならない。</p>	<p>以下であれば基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が、少なくとも 5 年毎に目標を見直し、必要であれば再計算し、妥当性を確認することを宣言している。なおかつ、</li> </ul>

<p>年毎に見直し、必要であれば再計算し、妥当性を確認する必要がある。すでに目標を認定されている企業が妥当性を再度確認する必要のある最も遅い年は、2025年であり、再計算が必要な企業は、再申請の時点で適用可能な最新の認定基準に従わなければならない。</p>	<p>目標は、既存の目標の目的適合性や一貫性を損なう恐れのある重大な変更を反映するために、必要に応じて再計算されるべきである。以下のような変更があると、再計算を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ S3 排出量が、S1,2,3 を合わせた排出量の 40% 以上となる。</li> <li>・ インベントリまたは目標バウンダリから除外したものが大きく変化する。</li> <li>・ 企業体制や事業活動の大幅な変化（買収、売却、合併、内部委託や外部委託、製品や提供するサービスの変更等）。</li> <li>・ 業績予測といった目標を計算するために使ったデータの大幅な変更（重大な間違いや、誤りが積み重なって大きな間違いとなっているもの等）。</li> <li>・ SBT の設定手法で使われたその他の予測/前提条件。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標の再申請する場合、適用可能な最新の認定基準に従うことを宣言している。</li> </ul>
<p><b>C24 - 目標の妥当性</b></p> <p>目標を認定された企業は、認定日から 6 ヶ月以内に SBTi のウェブサイト で公式に目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SBTi から正式に認定されれば、認定日から 6 ヶ月以内ならいつでも目標を公表してよい。</li> <li>・ 6 ヶ月経っても公表されなかった目標は、正式妥当性確認のために SBTi に再度申請しなければならない。</li> </ul>	<p>以下であれば基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標が正式に SBTi に認定されている。なおかつ、</li> <li>・ 認定日の 6 ヶ月以内に正式に公表される。</li> </ul>

<p>を公開する必要がある。6ヶ月経っても公表されなかった目標は、別の公表期限に SBTi が合意しない限り、再度認定プロセスを経なければならない。</p>		
--	--	--

## 9. セクター別要件

セクター別ガイダンス及び手法は現在、多くのセクターで利用可能である。新たに利用可能となるセクター別ガイダンスは全て、SBTi ウェブサイトの **sector development page** にアップロードされる。SBTi は、目標設定手法論の利用と最小の野心の水準に関するセクター別要件を設けている。

表 8. セクター別ガイダンス

セクター	スコープ 1&2	スコープ 3	ガイダンス/注記
発電	<p>部門別脱炭素化アプローチ(SDA)の発電経路は、目標を設定する際に企業が使用しなければならない過去の実績を除く今後の野心の最小限の水準を定義する。</p> <p>目標達成期間の野心と、過去の実績を除く今後の野心は、少なくとも 2°C を十分に下回る経路と一致しなければならない。</p>	野心は認定基準 C20 を満たさなければならない。	
相手先ブランド名製造 (OEMs)/自動車メーカー	軽自動車(PLDV)メーカーの SDA Transport tool または総量削減アプローチと一致していれば、十分な野心となる。	「販売した製品の使用」を対象とする目標は、販売した車両の Well-to-Wheel (油井から走行するまでに係る)排出量を網羅し、2°C を十分	<b>OEMs の試験排出量と実質排出量</b> OEM 企業は、製品の使用段階の基準年排出数値を、利用可能であれば使用のグローバルスタンダード

		に下回る経路と一致つつ、SDA Transport tool で定められている野心の最小水準を満たさなければならない。	(乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法等)を使って、実際の排出量に変えなければならない。特定の車種向けの正規化試験手順がなければ、燃料消費別のデューティー比に基づいた自社の概算/シミュレーションを SBTi に提示し、理由を示すことが推奨される。
輸送サービス	SDA Transport tool または総量削減アプローチと一致していれば、十分な野心となる。	SDA Transport tool または総量削減アプローチと一致していれば、十分な野心となる。	<p>注1. SDA Transport tool が網羅する全ての輸送サブセクターの説明を得る、また輸送活動に関する目標設定のベストプラクティスを知るには、SBTi 輸送ガイダンスを参照すること。</p> <p>注2. SDA Transport tool は、総量削減法に基づき空輸(旅客と貨物)と海運輸送に経路を提供している。</p>

			<p>注3. Well-to-Wheel バウンダリ：輸送関連排出量に目標を設定する企業は、パワートレイン技術の変化等による、Tank-to-Wheel(タンクから走行まで)と Well-to-Tank(油井からタンクまで)の排出量の変化を正確に把握するため、目標バウンダリに Well-to-Wheel(油井から走行まで)の排出量を含むべきである。</p>
石油ガス	<p>SBTi は、石油ガスの企業の目標設定手法を<a href="#">策定中</a>であり、ガイダンスが完成するまで、正式にこのセクターの目標の妥当性を確認することができない。</p> <p>プロジェクトが進行中の間は、石油ガスの企業が<a href="#">コミットメントレター</a>を提出することで SBT の設定に取り組むことを奨励する。</p>	<p>SBTi は、石油ガスの企業の目標設定の手法を<a href="#">策定中</a>であり、ガイダンスが完成するまで、正式にこのセクターの目標の妥当性を確認することができない。</p> <p>プロジェクトが進行中の間は、石油ガスの企業が<a href="#">コミットメントレター</a>を提出することで SBT の設定に取り組むことを奨励する。</p>	<p>SBTi による目標妥当性基準の目的においては、『石油/ガス』は、総合石油/ガス企業、総合ガス企業、探査及び生産専門企業、精製及びマーケティング専門企業、石油製品の流通企業、ガスの流通及び小売り企業を含むが、それだけに限定されない</p> <p>SBTi は企業を、SBTi の妥当性確認の目的で石油/ガス企業として分類するか判断するために、ケースバイ</p>

			ケースで評価し、分類する場合は、 <b>SBTi</b> 石油/ガスセクターの策定が完了するまで妥当性確認を進めない権利を留保する。
化石燃料の販売/輸送/流通 *この情報は、収入の <b>50%</b> 以下を化石燃料の販売、輸送及び流通から得る企業にのみ適用される。収入の <b>50%</b> 以上をこれらの活動から得る企業については、上記の石油ガスの項目を参照。	<b>該当なし - 主要セクターのガイダンスに従う。</b>	主要セクターのガイダンスに加えて、 <b>スコープ 3</b> 目標は、総量排出削減目標、または総量削減と整合する原単位目標を使って、少なくとも <b>2°C</b> を十分に下回る野心の閾値と一致して <b>カテゴリ 11</b> 「販売した製品の使用」を設定しなければならない。将来的には、 <b>2°C</b> を十分に下回る <b>SDA</b> 経路が利用できるであろう。	<b>S1+2+3</b> 排出合計と比較した <b>スコープ 3</b> カテゴリ <b>11</b> の割合に関係なく、 <b>カテゴリ 11</b> に目標を設定しなければならない。この場合、独立した <b>スコープ 3</b> 目標を設定する必要がある。
・ サービス/商業ビル	利用可能な <b>SDA</b> 経路または総量削減アプローチと一致していれば、十分な野心となる。	野心は認定基準 <b>C20</b> を満たさなければならない。	目標を設定したい不動産投資信託 ( <b>REIT</b> ) は、モーゲージベースの <b>REIT</b> か、エクイティベースの <b>REIT</b> かを明確にしなければならない。 <b>SBTi</b> はエクイティベースの <b>REIT</b> のみ目標の妥当性を確認できる。

			モーゲージベースの REIT については、SBTi 金融機関方法論の公表を待たなければならない。
産業セクター： ・鉄鋼 ・セメント ・アルミニウム ・パルプ/紙	利用可能な SDA 経路または総量削減アプローチと一致していれば、十分な野心となる。	野心は認定基準 C20 を満たさなければならない。	
金融機関	総量削減アプローチまたは関連する SDA 経路（例えばサービス/商業ビル）と一致していれば、十分な野心となる。	SBTi は、金融機関がパリ協定に則った気候安定化経路に投資と債権のポートフォリオを一致させるための目標設定手法を <a href="#">策定中</a> であり、ガイダンスが完成するまで、正式に金融機関の目標の妥当性を確認することができない。  プロジェクトが進行中の間は、金融機関が <a href="#">コミットメントレター</a> を提出することで SBT の設定に取り組むことを奨励する。	

		金融機関は、スコープ 1 及び 2 の妥当性確認を求めることができるが、投資と融資活動のためのセクター別手法が利用可能になった後に目標を提出して、包括的な評価を受けることが奨励される。	
その他全てのセクター	総量削減アプローチと一致していれば、十分な野心となる。	野心は認定基準 C20 を満たさなければならない。	衣類/靴セクターのバリューチェーンの企業は、目標設定に関する詳細ガイダンスに <a href="#">SBT ガイダンス衣類/靴のセクター</a> を参照することが望ましい。

セクターの策定の最新情報については、SBTi ウェブサイトの [Sector Development page](#) を参照。

## 10. 目標文言の要件

SBTiは、認定された目標間の比較可能性及び透明性を高めるために、目標文言について具体的なガイダンスがある。企業は、目標文言の具体的なガイドラインに従うことが要求され、SBTiは、このガイダンスから逸脱する目標を認定しない権利を留保する。細かいニュアンスに見えるものも、実際には、目標の意図を大幅に変え得る。表9は、各種目標の文言として推奨する目標の定型フォームを提供する。

表9. 推奨される目標文言の定型フォーム

目標の種類	推奨される目標文言
総量目標	[企業名]は、[スコープを記入] GHG 排出総量を、基準年 [基準年] から [目標年] までに、[削減割合] %削減することを表明する。
原単位目標	[企業名]は、[スコープを記入] GHG 排出量を、基準年 [基準年] から [目標年] までに、[単位] 当たり [削減割合] %削減することを表明する。
サプライヤーエンゲージメント目標	[企業名]は、[カテゴリ]を対象とするサプライヤーの[出費ごと/排出量ごと] [パーセント] %が、[目標年] までに、科学と整合した [スコープを記入] 目標を設定することを表明する。
RE（再生可能電力）調達	[企業名]は、再生可能電力の積極的な調達を、基準年 [基準年] から [目標年] までに、[パーセント] %増加させることを表明する。

加えて、企業がバイオエネルギーを使用している場合、関連する排出量/吸収量をインベントリと共に報告し、目標文言のみならず、目標バウンダリにも含めるべきである。この場合、以下の脚注を目標文言に加える必要がある：「\* 目標バウンダリは、バイオエネルギー排出量及び生物起源の吸収量を含む。」

## 附属書 1：文書履歴

バージョン	改定/更新	策定日	発行日
1.0	目標妥当性確認規定第 1 版	2019 年 4 月	2019 年 4 月～2020 年 7 月
2.0	SBTi 認定基準第 4.1 版に整合し、目標の分類、再申請及びセクター別ガイダンス等の、しばしば要請のある事項についてさらに情報を提供するために更新する。	2020 年 4 月	2020 年 7 月～